

## Ⅱ 参考資料

### 1. 環境年表

年	月	国内	県
1937 (昭 12)		各県立公園の指定	○ 隠岐、島根半島、三瓶、浜田、
1956 (昭 31)	5	水俣病顕在化	
1957 (昭 32)	6	「自然公園法」制定	
1958 (昭 33)	11 ~ 12	「工場排水規制法」「水質保全法」制定	
1959 (昭 34)	7	熊大水俣病研究班、水俣病の病因として有機水銀説を発表	
1961 (昭 36)	3	四日市にぜんそく患者多数発生	○ 県立自然公園条例制定
1962 (昭 37)	6	「ばい煙規制」制定	
1963 (昭 38)	4		○ 大山国立公園に隠岐、島根半島三瓶山を編入、大山隠岐国立公園と改称
	7		○ 比婆道後帝釈国定公園の指定
	10	日本で初めて原子力発電に成功 (日本原子力研究所 JPDR)	
	12	三島、沼津市にコンビナート進出反対運動	
1964 (昭 39)	4	この年、東京オリンピック開催	○ 清水月山、宍道湖北山、鬼の舌震、立久恵峽、江川水系、蟠竜湖、匹見峽、青野山、各県立自然公園の指定
	6	厚生省に公害課設置 阿賀野川有機水銀中毒患者発生 (のち、阿賀野川水俣病)	
	9	公害防止協定のはしり (横浜方式)	
	10	東海道新幹線、営業開始	
1965 (昭 40)	6	東京のゴミ捨て場“夢の島”でハエの大群発生	○ 雲月山県立自然公園の指定
1966 (昭 41)	4	自然公園指導員制度の発足	
	7	商業用原子力発電所運転開始	
1967 (昭 42)	4	イタイイタイ病の原因は金属鉱山の排水、と小林岡大教授見解発表	
	5		○ 龍頭八重滝県立自然公園の指定
	6	阿賀野川有機水銀中毒者、会社を相手に訴訟提起。いわゆる四大公害裁判の第1号	
	8	「公害対策基本法」制定 総合的な公害対策の第一歩	

(所得倍増計画の推進・マイカー時代のはじまり)

高度成長と環境破壊の深刻化

年	月	国内	県
1968 (昭 43)	6	「大気汚染防止法」「騒音規制法」制定	
1969 (昭 44)	1	海中公園制度の法制化	○ 西中国山地国定公園の指定
	4		○ 薬務環境衛生課に公害係設置
	5	初の「公害白書」国会に報告	
	7		○ 島根県公害対策審議会の設置
	8		○ 第 11 回国立公園大会（三瓶山）
	11	「新全国総合開発計画」閣議決定	
	12	航空機騒音をめぐり大阪国際空港周辺の住民、国を相手に訴訟、夜間の離着陸禁止を要求（S49 原告勝訴）	
1970 (昭 45)		この年、公害元年ともよばれる。	
	3		騒音の規制地域指定（松江市）
	6	「公害紛争処理法」	
	7	東京杉並で光化学スモッグ被害	
	7		○ 「島根県公害防止条例」制定
	7		○ 国設大気汚染測定所（松江市）での測定開始
	8		○ 厚生部に公害対策室設置
	8		○ 笹ヶ谷鉱山公害基本調査実施、砒素汚染顕在化
	11		○ 公害審査委員候補者名簿方式による公害紛争処理制度が発足
	11～12	「公害対策基本法」の改正（いわゆる調和条項の削除）をはじめ、公害関係法規の大幅な改正及び「水質汚濁防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「農用地の土壌の汚染防止に関する法律」の制定	
1971 (昭 46)	6	「悪臭防止法」制定	環境行政の確立へ
	7	環境庁発足	
	7	尾瀬沼の保全問題をきっかけに、自然保護の動き活性化	
	10	島根県水質審議会の設置	
1972 (昭 47)	1		○ 宍道湖で PCB 汚染発生
	3		○ 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の締結（昭 48 年に改正）
	3		○ 県自然保護基本条例制定
	3		○ 自然保護基本調査実施
	5	初の「環境白書」発表	
	6	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解	
	6	ストックホルムで第一回国連人間環境会議 “人間環境宣言”採択	
	6	「自然環境保全法」公布	

年	月	国内	県
	7	公害等調整委員会発足	
	8	播磨灘を中心に赤潮大発生	○ 自然保護課、公害課の設置
	8		○ 騒音の規制地域指定（安来、出雲、平田、大田、江津、浜田、益田の7市）
	8		○ 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書」に基づく環境放射能等測定計画を定め、事前調査を開始
	10		○ 大山隠岐国立公園日御碕海中公園地区の指定
	10		○ 水質環境基準類型指定（中海及び境水道）
			○ この年、弗素による蚕児及び農作物被害顕在化
			○ 宝満山鉱山周辺の土壌汚染調査で銅汚染顕在化
1973 (昭 48)	1		○ 水質環境基準類型指定（浜田川及び浜田川河口海域）
	2		○ 島根半島沖廃油漂着事件発生
	3	熊本地裁、水俣病訴訟判決 会社の過失責任を認め、賠償支払を命令。 これをもって、四大公害訴訟、一応の終結	○ 「島根県自然環境保全条例」制定
	3		○ 水質環境基準類型指定（美保湾）
	4	第一回自然環境保全基礎調査の実施 (みどりの国勢調査)	○ 悪臭物質規制地域の指定（益田市）
	5		○ 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会設置
	6	「環境週間」設定	○ 島根県自然環境保全審議会の設置
	6		○ 県自然環境保全地域候補地 21ヶ所の選定及び学術調査の実施
			○ 笹ヶ谷鉱山鉱害対策プロジェクトチーム編成（昭 49 に改称）
	6		○ 第一回環境問題行事实施
	6		○ 水質環境基準類型指定（宍道湖（大橋川を含む）、斐伊川本川）
	7	大山隠岐国立公園管理事務所の設置	○ 自然に親しむ県民運動設定
	8		○ 笹ヶ谷鉱山鉱害防止工事着工
	10	「公害健康被害補償法」制定	
	10	自然環境保全基本方針閣議決定	
	10	国立・国定公園内特定民有地買上制度発足	
	11		○ 「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」施行（松江市、安来市、美保関町、東出雲町、八束町の中海（大橋川を除く）流域において、規制対象排水量を裾下げ）

年	月	国内	県
	11	国立公園計画の再検討スタート	○ 公害苦情件数ピーク（昭和48年461件）
1974 (昭49)	2	自然保護憲章・自然保護憲章制定国民会議 で採択)	○ 島根県自然保護指導員の任命
	3		○ 島根原子力発電所1号機営業運転開始
	4		○ 水質環境基準類型指定（益田川、高津川）
	4		○ 悪臭物質規制地域の指定（浜田市、江津市）
	4		○ 三瓶山と日御碕に美しくする会発足（国立公園美化清掃団体の先駆け）
	6		
	7		○ 島根県公害健康被害認定審査会の設置
	7		○ 一日自然観察を実施（嵩山、以降毎年、場所を選定して）
	7～8		○ 慢性砒素中毒症による健康被害者初認定（16名）
	9		○ 「島根県自然環境保全基本方針」を公表
	11	国立公園内における各種行為に関する審査指針の制定	○ この年「しまねの自然」（小学校副読本）作成
1975 (昭50)	3	原生自然環境保全地域の指定	○ 中海淡水化影響委員会「中海の水質変化とその水質保全対策について」報告
	4		○ 騒音環境基準の類型指定（8市）
	4		○ 大山隠岐国立公園、日御碕駐在管理員（国定公園レンジャー）の配置
	5		○ 水質環境基準類型指定（江の川河口海域、神戸川及び神西湖）
	7		○ 三瓶山志学開拓地（15.7ha）の買収
	8		○ 科学技術庁島根原子力連絡調整官事務所開設
	9		○ 騒音の規制地域の追加指定（松江市、江津市）
	11		○ 宝満山鉱山鉱害防止工事着工
	12		○ 農用地土壌汚染対策地域の指定（宝満山）
1976 (昭51)	2	「振動規制法」制定	○ 中海水質汚濁防止対策協議会の設置
	3		○ 農用地土壌汚染対策地域の指定（笹ヶ谷）
	4		○ 県立自然公園計画の再検討スタート
	6		○ 水質環境基準類型指定（静間川）
	6		
	7		○ 島根県自然公園協会の設置

年	月	国内	県
	8		○ 「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」の改正（規制対象地域を宍道湖・中海流域全域に拡大）
	8		○ 弗素の規制地域指定（安来、江津、益田の3市）
	12		○ 「島根の環境保全」発表（以降毎年）
1977 (昭 52)	4		○ 自然保護課と公害課が統合され環境保全課発足
	4		○ 国分海岸、城山、鰐淵寺に美しくする会発足（県立自然公園美化清掃団体の先駆け）
	5	昭和 51 年度版「環境白書」において、はじめて、“最近、全体的にみて、環境汚染の改善傾向が見られるようになった”と発表	
	5	環境保全長期計画策定	
	11		○ 自然環境保全地域の指定（赤名湿地性植物群落と六日市コウヤマキ自生林） ○ 中国自然歩道着工
	12		○ 島根半島沖廃油漂着事件、公害紛争処理法に基づく漁業被害補償調停成立（公調委扱）
1978 (昭 53)	1		○ 農用地土壌汚染対策計画の策定（笹ヶ谷、宝満山）及び、事業者負担計画の策定（笹ヶ谷）
	3	中国自然歩道の指定	
	4		○ 自然保護指導員公募
	6		○ 中国自然歩道モデルコースの開通式（石見銀山コース、以降毎年、コースごとに）
	9		○ 振動の規制地域指定（8市）
1979 (昭 54)	3	米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所事故発生	
	4		○ 「島根県保健医療基本計画」を発表。健康な生活と快適な環境を旨とするための60年度までの基本的な施策を策定
	6		○ 水質環境基準類型指定（北浦、波子等7海水浴場水域）
	10		○ 「環境管理計画のあり方について」取りまとめ
	10	滋賀県「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」制定	
	11		○ 自然環境保全地域の指定（オキシヤクナゲ自生地）

年	月	国内	県
	12		○ 農用地土壌汚染対策地域の指定（五十猛、左ヶ山）
		「環境月間」設定	
1980 (昭 55)	3		自動車排ガス測定局設置（松江市）
	4		資源エネルギー庁島根運転管理専門官事務所開設
	5		○ 農用地土壌汚染対策計画の策定（五十猛）
	5		○ 騒音環境基準類型指定（6町）
	7		○ 「島根県環境影響評価審査事務処理要領」の作成
	10		○ 騒音規制地域の見直し（江津市を除く7市）
	11		○ 「島根県合成洗剤対策要綱」の制定
	12	茨城県「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」制定	
1981 (昭 56)	3		○ 「島根県自然保護基金条例」制定
	4	環境影響評価法案を閣議決定の上、国会へ提出 日本原電（株）敦賀原子力発電所放射能漏洩事故発表	○ 「宍道湖等水質管理計画検討委員会」発足 ○ 宍道湖流域下水道東部処理区供用開始
1982 (昭 57)	3		○ 宝満山鉍山鉍害防止工事完了
	4		○ 環境保全課水質係を水質保全対策室に改編
	4		○ 「深夜騒音防止対策に係る指導指針」制定
	4		○ 自然保護指導員公募
	10		○ 弗素の規制地域指定解除（益田市）
	10		○ 清久鉍山鉍害防止工事着工
	10		○ 千丈溪県立自然公園の指定
	11		○ 自然環境保全地域の指定（西谷川オオサンショウウオ繁殖地）
	11		○ 湖沼水質調査船「CLEAN LAKE」建造
	12	「湖沼の窒素及びりんに係る環境基準」告示	
1983 (昭 58)	2		○ 「中海・宍道湖の富栄養化の防止に関する条例」住民の直接請求
	3		○ 笹ヶ谷鉍山鉍害防止工事完了
	3		○ 大気汚染測定局設置（江津市）
	5	「浄化槽法」制定	
	11	環境影響評価法案、衆議院において審議未了	
	12		○ 宍道湖・中海水質管理計画策定
1984 (昭 59)	3		○ 加賀藩戸特別保護地区買上

年	月	国内	県
	4		○ 「宍道湖等水質管理計画検討委員会」を改組し、「宍道湖中海水質管理委員会」を発足
	5		○ 断魚溪・観音滝県立自然公園の指定
	7	「湖沼水質保全特別措置法」制定	
	8	環境影響評価実施要綱閣議決定	○ 国営中海土地改良事業宍道湖・中海淡水化試行の協議
1985 (昭 60)	3		○ 航空機騒音に係る環境基準の類型指定(斐川町の一部)
	5	「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼の指定」の施行(指定された地域に立地する特定事業場の規制項目に窒素、磷を追加)	○ 宍道湖、中海、神西湖が窒素含有量及び磷含有量についての排水基準に係る湖沼に指定された その他、県内の主要なダム湖等が磷含有量についての排水基準に係る湖沼に指定された(以後、追加指定あり)
1986 (昭 61)	1	都道府県、水質審議会廃止	○ 島根県水質審議会廃止、公害対策審議会へ統合
	3		○ 清久鉱山鉱害防止工事完了
	4		○ 石見地域環境利用ガイド作成
	4	ソ連チェルノブイル原子力発電所事散発生	○ 水質環境基準類型指定(宍道湖・中海の全窒素・全りん)
	5		○ 「島根県水質保全対策要綱・要領」の制定
	12		○ 「島根県スパイクタイヤ使用自粛要綱」制定
1987 (昭 62)	3		○ 騒音環境基準類型指定(4町)
	6	「総合保養地域整備法」(リゾート法)制定	
	6	「第四次全国総合開発計画」(四全総)閣議決定	
	9		○ 自然環境保全地域の指定(女亀山)
	10	「総合保養地域整備法に基づく国の基本方針」告示	
1988 (昭 63)	1		○ 「宍道湖・中海景観保全条例」住民の直接請求
	3		○ 「島根県中海・宍道湖の富栄養化の防止に関する条例」(直接否決)
	5		○ 宍道湖・中海の淡水化試行について農林水産省が当分の間の延期を決定
	11		○ 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」の改正(BOD、CODの上乗せ排水基準強化及び全窒素、全りんの上乗せ排水基準設定)
	12		○ 宍道湖及び中海を湖沼法の指定湖沼に指定するよう内閣総理大臣に申出

年	月	国内	県
1989 (平成元)	1		○ 宍道湖・中海が湖沼法の指定湖沼に指定される
	2		○ 宍道湖流域下水道西部処理区供用開始
	3		○ 島根原子力発電所2号機営業運転開始
	4		○ 「官能試験法による悪臭防止に関する指導指針」策定
1989 (平成元)	8		○ 「アスベスト対策方針」策定
	8		○ 三瓶フィールドミュージアム事業開始
1990 (平成2)	10	水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行される	○ 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」の改正 (みなし指定地域特定施設に係る上乘せ排水規制)
	3		○ 「宍道湖及び中海に係る第1期湖沼水質保全計画」の策定
	5	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」示す(21物質)	
	6	「水質汚濁防止法等の一部を改正する法律」公布(生活排水対策の推進の枠組み設定)	
	6	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律が施行される	
	7		○ 「湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準」の施行
	7		○ 「湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準」の施行
	9		○ 「国際生態学シンポジウム島根'90」開催(松江市)
	10		○ 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例等の一部を改正する条例」の施行(みなし指定地域特定施設等に名称改正)
	1991 (平成3)	3	
3			○ 13市町村がスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域として指定される
4			○ スパイクタイヤ使用規制指定地域内でのスパイクタイヤ使用禁止が施行
4		「再生資源の利用の促進に関する法律」公布(10月18日施行)	



年	月	国内	県
	4		○ 「島根県環境影響評価実施要綱」告示 (8月1日施行)
	7		○ 「財団法人三瓶フィールドミュージアム財団」を設立
	8		○ 自然保護に関する普及啓発、調査研究、情報の収集及び提供等を実施
	10		○ 松江市・出雲市・安来市・平田市・玉湯町に悪臭規制地域を指定
	10		○ 浜田市・益田市・江津市の悪臭規制地域、規制基準等の見直しを行う
	12		○ 「島根県立三瓶自然館」がオープン
	10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律」公布(平成4年7月4日施行)	
	12		○ 「ふるさと島根の景観づくり条例」公布(平成4年4月1日施行)
1992 (平成4)	1		○ 「第1回しまね快適環境プラン検討会議」を開催(松江)
	3		○ 生活排水対策重点地域の指定(浜田市の浜田川及び浜田川河口海域流域)
	3		○ (財)島根県廃棄物管理センター設立
	6	「絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律」公布(平成5年4月1日施行一部公布日同日施行)	
	7		○ 隠岐自然回帰の森(布施村)
	7		○ 吉浦野営場(五箇村)がオープン
	10		○ 島根県地球環境対策推進本部設置
1993 (平成5)	3	水質汚濁に係る環境基準の一部を改正(平成5年3月8日) (健康項目の追加等)	○ 「しまね快適環境プラン」策定
	3		○ 環境事業団島根建設事務所開設
	4		○ 宍道湖景観形成地域における景観形成基本計画の策定
	4		○ 宍道湖周辺地域を宍道湖景観形成地域として指定(H5.4.1施行)
	5	「生物多様性条約」の締結	
	6		○ 水質環境基準類型の指定及び見直し(神西湖)
	6		○ 生活排水対策重点地域の指定(平田市の平田船川及び湯谷川流域)
	11	「環境基本法」制定	○ 「神西湖水質管理計画」の策定
1994 (平成6)	4		○ 宍道湖流域下水道宍道湖東部浄化センター窒素・りん高度処理開始
	8		○ 国連地球環境子供サミット・インしまね開催

年	月	国内	県
	8		○ 島根県環境審議会設置
	9		○ 第一回島根県環境審議会（「環境保全に関する新たな条例のあり方」諮問）
	10		○ 廃棄物と生活環境を考える全国大会（第7回）開催
1995 (平成7)	3		○ 「しまね快適環境プランーみんなの行動計画」策定
	3		○ 「宍道湖及び中海に係る第2期湖沼水質保全計画」の策定
	3		○ 水質環境基準類型指定（松江市内4河川、平田市内2河川）
	3		○ 「島根県の貴重野生動植物リスト」の作成
	4		○ 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」の改正（神西湖流域に宍道湖・中海流域と同様の排水基準を設定、浜田川及び浜田川河口海域の流域の規制対象排水量を裾下げ）
	6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布	
	7		○ 「島根県ごみ減量化再生利用推進計画」策定
	10	「生物多様性国家戦略」の策定	
	11		○ 「湖沼水質保全特別措置法に基づく窒素含有量及びリン含有量に係る汚濁負荷量の規制基準」の施行
	11		○ 「環境保全に関する新たな条例のあり方」（答申）
1996 (平成8)	3		○ 大気環境監視テレメータシステム整備
	5	「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布	
	6	「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布	
1997 (平成9)	1	島根県隠岐島沖でロシア船籍タンカー「ナホトカ号」沈没、油流失事故	
	1	「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」策定	
	2	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準告示	○ 北東アジア地域酸性雨シンポジウム
	3	動燃東海事業所アスファルト固化処理施設火災爆発事故 地下水の水質汚濁に係る環境基準の告示	○ 「しまねレッドデータブック」の刊行 ○ 島根県分別収集促進計画策定
	6	「環境影響評価法」公布	
	6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正	

年	月	国内	県
	10 12	「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」開催	○ 「島根県環境基本条例」の制定
1998 (平成 10)	4 3 5 6 9 10 12	環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 特定家庭用機器再商品化法公布 「最終処分場に係る共同命令」改正 騒音に係る環境基準の改正告示 「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定 ダイオキシン類規制基準適用開始	○ 島根県環境放射線情報システム運用開始 ○ 水質調査船「輝水」配備 ○ 鹿島町内で確認された活断層に係る島根原子力発電所 1, 2 号機の耐震安全性について、国により問題のないことが最終確認
1999 (平成 11)	1 2 3 7 7 10	水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正（健康項目の追加） ダイオキシン対策指針 （関係関係会議決定） ダイオキシン類対策特別措置法公布（H12.1.15） 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布（施行 H13.1.6）	○ 出雲地区特定産業廃棄物処理施設建設事業着工 ○ 「島根県環境基本計画」の策定 ○ 「島根県ごみ処理広域化計画」策定
2000 (平成 12)	2 2 3 4 5 6	「容器包装リサイクル法」完全施行 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」公布 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」公布 「循環型社会形成推進基本法」公布 「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」改正 「廃棄物処理法」改正 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」公布	○ 「島根県環境影響評価条例」の制定 ○ 第2期島根県分別収集促進計画策定 ○ 「宍道湖及び中海に係る第3期湖沼水質保全計画」の策定 ○ 「島根県地球温暖化対策推進計画」、「環境にやさしい率先実行計画」策定

年	月	国内	県
	9		○ 農林水産省が国営中海土地改良事業（干拓）本庄工区の干陸中止を決定
2001 (平成 13)	1	「循環型社会形成推進基本法」施行	
	3	土壤の汚染に係る環境基準の一部改正（項目の追加）	
	4	「家電リサイクル法」完全施行	
	5	「食品リサイクル法」完全施行	
		「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」策定	
		「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」一部施行	
	6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」公布	
	「浄化槽法の一部を改正する法律」公布		
7	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」の施行		
10	廃肉骨粉を環境大臣が定める一般廃棄物に追加		
12	第一種フロン類回収業者の登録申請開始 日本の重要湿地（500ヶ所）の選定	○ フロン回収破壊法関係登録申請に係る「島根県手数料条例の一部改正」の策定	
2002 (平成 14)	1	「廃棄物処理法施行令」改正（し尿等の海洋投入の禁止）	
	3	「新・生物多様性国家戦略」決定	○ 「しまね循環型社会推進計画」策定
	4		○ 4/1「島根県大気汚染緊急時対策要綱」施行
	5	「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」完全施行	
	7	水質汚濁防止法施行令の一部改正（排水基準の有害物質追加等） 「使用済自動車の再資源化等に関する（自動車リサイクル法）」公布	
12		○ 農林水産大臣が宍道湖・中海の淡水化について中止を表明	
2003 (平成 15)	1		○ 「湖沼水質保全特別措置法第 19 条に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例」の施行（平成 2 年 4 月 24 日告示の条例化）
	2		○ 県本庁舎 ISO14001 認証取得
	3	「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・国会報告	

## 2. 県内自動車保有台数

年度末	総数	貨物用	乗合用	乗用	特殊用途	自動二輪	軽自動車
昭和46年度末 ( 1972. 03 )	142, 483	29, 644	1, 794	39, 374	2, 249	1, 413	68, 009
47 ( 1973. 03 )	165, 822	32, 157	1, 879	52, 737	2, 844	1, 469	74, 736
48 ( 1974. 03 )	184, 599	34, 333	1, 911	66, 709	3, 335	1, 515	76, 796
49 ( 1975. 03 )	198, 167	35, 048	1, 892	79, 333	3, 585	1, 524	76, 786
50 ( 1976. 03 )	210, 432	37, 167	1, 914	93, 046	3, 829	1, 284	73, 092
51 ( 1977. 03 )	224, 333	38, 868	1, 889	103, 147	4, 067	1, 474	74, 888
52 ( 1978. 03 )	241, 424	40, 886	1, 928	112, 948	4, 357	1, 520	79, 785
53 ( 1979. 03 )	259, 112	43, 010	1, 908	124, 002	4, 670	1, 618	83, 904
54 ( 1980. 03 )	274, 936	43, 995	1, 886	131, 946	5, 025	1, 727	90, 357
55 ( 1981. 03 )	287, 216	44, 052	1, 851	136, 272	5, 344	1, 808	97, 889
56 ( 1982. 03 )	300, 600	43, 690	1, 829	139, 818	5, 596	2, 118	107, 549
57 ( 1983. 03 )	312, 855	42, 995	1, 792	142, 171	5, 734	2, 490	117, 673
58 ( 1984. 03 )	323, 935	42, 233	1, 734	144, 523	5, 944	2, 785	126, 716
59 ( 1985. 03 )	336, 013	41, 998	1, 685	146, 895	6, 168	2, 985	136, 282
60 ( 1986. 03 )	346, 782	41, 248	1, 699	149, 010	6, 236	3, 180	145, 409
61 ( 1987. 03 )	357, 562	40, 550	1, 660	151, 133	6, 359	3, 338	154, 518
62 ( 1988. 03 )	369, 898	40, 184	1, 635	154, 917	6, 559	3, 516	163, 087
63 ( 1989. 03 )	382, 316	40, 468	1, 628	158, 617	6, 866	3, 619	171, 118
平成元年度末 ( 1990. 03 )	396, 127	41, 212	1, 622	166, 590	7, 186	3, 595	175, 922
2 ( 1991. 03 )	409, 646	41, 788	1, 643	173, 242	7, 540	3, 366	182, 067
3 ( 1992. 03 )	414, 428	42, 213	1, 669	180, 050	7, 874	3, 175	179, 447
4 ( 1993. 03 )	425, 278	42, 665	1, 640	186, 207	8, 196	3, 269	183, 301
5 ( 1994. 03 )	437, 396	42, 982	1, 645	192, 923	8, 446	3, 438	187, 962
6 ( 1995. 03 )	458, 391	43, 900	1, 664	200, 028	8, 929	3, 659	200, 211
7 ( 1996. 03 )	466, 265	44, 682	1, 683	207, 390	9, 470	3, 812	199, 228
8 ( 1997. 03 )	480, 925	45, 246	1, 684	215, 639	9, 838	3, 984	204, 534
9 ( 1998. 03 )	488, 705	45, 158	1, 700	219, 744	10, 258	4, 240	207, 605
10 ( 1999. 03 )	503, 881	44, 530	1, 706	223, 554	10, 873	4, 532	218, 686
11 ( 2000. 03 )	512, 676	44, 062	1, 719	226, 094	11, 361	4, 683	224, 757
12 ( 2001. 03 )	514, 640	43, 612	1, 741	229, 148	11, 572	4, 723	223, 844
13 ( 2002. 03 )	512, 423	42, 774	1, 743	230, 829	11, 663	4, 662	229, 752
14 ( 2003. 03 )	526, 917	41, 638	1, 756	232, 554	11, 603	4, 647	234, 719
15 ( 2004. 03 )	531, 503	40, 672	1, 763	232, 781	11, 503	4, 627	240, 157

資料：中国運輸局島根運輸支局

## 3. 県内クリーンエネルギー自動車台数

年度末	総数	電気	メタノール	天然ガス	ハイブリッド	燃料電池
平成9年度末 ( 1998. 03 )	20	3	0	0	17	0
10 ( 1999. 03 )	111	5	0	0	106	0
11 ( 2000. 03 )	168	4	0	0	164	0
12 ( 2001. 03 )	229	6	0	1	222	0
13 ( 2002. 03 )	356	7	0	4	345	0
14 ( 2003. 03 )	455	6	0	10	439	0
15 ( 2004. 03 )	701	6	0	14	681	0

#### 4. 環境保全に関する調査結果

調 査 研 究	内 容	機 関	期 間
水 質 汚 濁	有害有機化合物調査	合成有機化合物の環境汚染が懸念されているが、その中でクリーニング業や電子部品製造業で用いられるトリクロロエチレン等を事業場排水、公共用水域及び地下水について調査した。	保健環境科学研究所 H2年度～
	湖内生物に関する調査	宍道湖・中海における藻類の分布調査を実施した。	保健環境科学研究所 継続
	湖沼汚濁負荷量削減状況調査	湖沼水質保全計画の策定及び進行管理の資料として、各健康福祉センターの事業場立入検査データ、特定施設設置等届出状況、下水道その他各種施策の進捗状況等を調査。	(財)島根県環境保健公社 S61年度～ (継続)
	栄養塩等物質収支総合把握調査	宍道湖・中海における栄養塩等の収支実態を総合的に調査し、汚濁物質の流出入量を把握。	保健環境科学研究所 H12年度～
大 気 汚 染	酸性雨総合モニタリング調査	本調査は環境省からの委託を受けて酸性雨による降水、陸水、土壌、植生への影響を昭和63年度から継続して調査している。  本年度は、東アジア酸性雨モニタリングネットワークの公式調査地点に指定された蟠竜湖と隠岐の亀の原池において陸水、土壌、植生調査を行った。また蟠竜湖においては林内雨、林外雨、樹幹流調査も行った。	保健環境科学研究所 農業試験場 林業技術センター S63年度～
	酸性雨環境影響調査	県内の降雨の実態把握及び森林、土壌、湖沼等の生態系への影響を監視、観測するため平成3年度から降雨、陸水、土壌、植生、林内雨、林外雨、樹幹流調査を行っている。	保健環境科学研究所 農業試験場 林業技術センター H3年度～

5. 公害防止協定等締結状況

(平成16年3月現在)

協定の当事者		相手方の種別	相手方の所在地の市町村名	締結年月日	協定の形式(付属文書を含む)	協定の内容											備考	
地方公共団体(住民団体)	協定の相手方(企業・地方公共団体)					公害対策一般	大気	水質	騒音振動	悪臭	産業廃棄物	その他の公害	公害措置	公害発生の調査	立入調査	工場緑化等		制裁
島根県	山陽ハルブ(株)	ハルブ製造	江津市	S27.3.18	覚書													損害補償
"	大和紡績(株) (ダイワポウレーヨン(株))	紡績	益田市	S27.3.18	"													
島根県・多伎町	三笠産業(株)		多伎町	S43.11.21	協定													損害補償
島根県・仁摩町	広島アルミニウム工業(株)	アルミニウムダイ	仁摩町	S48.12.8	"	○	○	○	○									被害補償
島根県・大田市	島根藤倉(株) (コードレ化成(株))	ゴム製品製造	大田市	S52.8.27	"	○	○	○	○									"
島根県・出雲市	ジェイ・エス(株)	医療器具製造	出雲市	S53.2.14	"	○	○	○	○									損害補償
島根県・大田市	島根県食肉公社	食品	大田市	S55.12.24	協定(細目協定)	○	○	○	○									損害賠償(無過失)
島根県・多伎町	"	"	"	S56.1.7	"	○	○	○	○									"
島根県・斐川町	(株)出雲村田製作所	電子部品	斐川町	S59.5.24	協定	○	○	○	○									損害補償
"	(株)島津製作所	医療機器製造	"	H9.2.17	覚書	○	○	○	○									
島根県・出雲市	大宮電機(株)(サン電子)	電子部品	出雲市	S60.3.30	協定	○	○	○	○									損害補償
島根県・三隅町	中国電力(株)	電力	三隅町	S60.8.12	協定(覚書)	○	○	○	○									損害賠償(無過失)
島根県・斐川町	(株)島根富士通	電子部品	斐川町	H2.2.27	協定	○	○	○	○									"
島根県・斐川町	(株)美装	化粧品	"	H13.6.12	"	○	○	○	○									"
島根県・加茂町	日本コルマー(株)	化粧品製造	加茂町	H8.9.20	覚書	○	○	○	○									
"	大洋化成(株)出雲工場	電機機械器具	"	S59.2.3	"	○	○	○	○									
"	北陽エンジニアリング(株)	紙製品	"	S62.10.1	"	○	○	○	○									
"	岡田服装(株)	繊維製品	"	S59.8.22	"	○	○	○	○									
"	(有)玉木製麺	食料品	"	S63.2.25	"	○	○	○	○									
"	(株)ヒカワブレコン	コンクリート製品	"	H1.1.10	"	○	○	○	○									
"	(有)のせ電子工場	電機機械器具	"	H2.6.11	"	○	○	○	○									
"	(株)河内印刷	印刷・紙器	"	H3.2.14	"	○	○	○	○									
斐川町	島根経済連総合流通センター	サービス業	斐川町	S62.11.1	覚書	○	○	○	○									
"	(株)島根県農協印刷	印刷・製本	"	H4.1.22	"	○	○	○	○									
"	(株)プレテックノしまね	木村加工	"	H6.12.14	"	○	○	○	○									
"	(有)新川セメント	コンクリート製品	"	H8.9.4	"	○	○	○	○									
"	ヒカワ共立生コン(株)	コンクリート製品	"	H7.10.18	"	○	○	○	○									
島根県・斐川町	(株)スター精機	一般機械器具	"	H2.11.5	"	○	○	○	○									
"	(株)山陰中央新報	出版・印刷	"	H7.3.14	"	○	○	○	○									
浅井町	ポウルジャック	娯楽業	浜田市	H6.12.26	協定				○									
住友地区連白美川地区連自治会	オックス浜田開発(株)	ゴルフ場	"	H8.3.22	"		○	○	○		○	○	○					
東神西関係住石地	浜田観光(株)浜田カントリークラブ	ゴルフ場	"	H9.11.6	"		○	○	○		○	○	○					
上津地区	出雲市ごみ焼却場	公務	出雲市	S48.11.30	"										○※			被害補償
	出雲市清掃工場	"	"	S52.12	覚書		○	○	○									
	佐藤組大同鉱業	公務ほか	出雲市	S57.6.26	覚書													

協定の当事者		協定の内容														備考	
地方公共団体 (住民団体)	協定の相手方 (企業・地方公共団体)	相手方の業種	相手方の所在地 (市町村名)	締結年月日	協定の形式 (付属文書を含む)	公害対策一般	大気	水質	騒音振動	悪臭	産業廃棄物	その他の公害	公害措置発置	立入調査	工場緑化等		制
常松町 係住雲	出雲化学工業(株)	肥料	"	S58.5.28	協定	○	○	○	○	○	○	○	○※				被害補償
	(株)茶三代	食品	"	S58.6.10	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	損害補償
	米子市宇部コンクリート工業(株)	コンクリート	"	S59.10.8	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	イズカ(株)	化学工業	"	S60.4.1	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	角田化学(株)	"	"	S60.11.16	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)アサヒメッキ	メッキ	"	S60.11.21	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	福山通運(株)	運送	"	S61.7.30	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)原商	上木機械	"	S61.10.6	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)出雲打設	建設機械修理	"	S62.1.27	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)さんれいフーズ	冷凍食品製造	"	S62.2.5	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	山陰酸素工業(株)	ガス製造	"	S62.2.5	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	生協しまね	食料品加工	"	S62.6.22	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	やくもわた	ふとん製造	"	S62.9.5	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)松井	縫製	"	S63.1.14	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)エビス水産	水産加工品製造	"	S63.3.1	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
古志地区	地区採石業者5社	砕石業	"	S63.4.1	"												"
出雲市	河内印刷出雲(株)	印刷	"	H1.4.4	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	出雲ナカバヤシ(株)	事務用品	"	H1.7.29	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)備	木製品	"	H1.9.18	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	島根トヨペット(株)	自動車等	"	H1.11.22	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)キノシタ	木材加工	"	H1.12.18	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	菱南電装(株)	リヤー組立	"	H2.4.11	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	三共鋼機(株)	鉄鋼	"	H2.4.27	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)テクノニシタ	木材加工	"	H2.7.25	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	出雲鉄工(株)	鉄鋼	"	H2.7.27	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	アユミ工業(株)	超高真空	"	H3.3.27	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	ホクメイ(株)	金属製材	"	H3.3.27	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	山田辰(株)	縫製材	"	H3.3.27	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)ナカヤマ	木製材	"	H3.8.30	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	浅尾繊維工業(株)	繊維	"	H3.11.29	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)フィッツ	繊維	"	H4.6.9	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	檜垣木材工業(株)	木材	"	H4.11.12	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)ハンナソックス	機械	"	H5.5.21	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)カワキン	金属製品製造	"	H3.7.26	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	(株)プロテック	"	"	H11.6.14	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	福間商事(株)	建築材料等	"	H12.8.4	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	神戸天然物化学(株)	有機化合物の受託研究、受託製造	"	H12.9.1	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	岡山県貨物運送(株)	運送	"	H15.6.9	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
	東建リバー	建築材料製造、販売	"	H15.6.2	"	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	"
益田市	益田興産(株)	採石業	益田市	S49.1.16	協定	○							○※	○	○	○	被害補償
高津川	益田建設業協同組合	生コンクリート製造	"	S49.1.21	覚書			○					○※	○	○	○	"
漁地	益田建設業協同組合	生コンクリート製造	"	S49.2.1	"	○		○				○	○※	○	○	○	"
横山第三	"	"	"	S49.2.1	"	○		○				○	○※	○	○	○	"
白治会	益田合資会社岡木材	製材業	"	S49.3.28	協定	○			○				○※	○	○	○	"
益田市	向横田島根内陸材加工協同組合	製材加工	"	S49.5.10	"	○	○	○	○	○				○	○	○	"
大和問題	中の島地区関係者会議	紡績	"	S49.8.9	協定(覚書)							○					"
星田町	中国コンクリート工業(株)	生コンクリート	"	S49.9.1	覚書	○	○	○	○	○			○※	○	○	○	被害補償



協定の当事者		相手方の業種	相手方の所在地(市町村名)	締結年月日	協定の形式(付属文書を含む)	協定の内容									備考					
地方公共団体(住民団体)	協定の相手方(企業・団体)					公害対策一般	大気	水質	騒音振動	悪臭	産業廃棄物	その他の公害	公害措置発生	立入調査		工場緑化等	制			
"	慶南産業(株)	"	"	S59.4.3	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	損害補償
"	慶南産業(株)	"	"	S61.8.7	協定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	被害補償
"	(有)佐藤野探事務所	建設業	"	H1.7.1	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	被害補償
"	(有)慶南産業(株)	探採石業	"	H2.2.8	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	被害補償
仁多町	(有)仁多探石	探採石業	仁多町	H2.11.2	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	被害補償
"	東洋製鉄(株)	鉄造業	"	S57.5.10	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	被害補償
"	東洋製鉄(株)	鉄造業	"	H4.12.27	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	損害補償
仁多町	土地開発公社(株)	公務業	仁多町	H5.5.12	協定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	損害補償
横田町	星崎冷器(株)	機械工業	横田町	S54.6.29	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
"	アキレス(株)	繊維業	"	S62.12.1	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	被害補償
"	横田アパレル(株)	衣服製造業	"	H1.5.18	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
"	(株)ベッセル島根	ドライブ製造業	"	H1.8.4	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
"	ニッポ一電機(株)	電子機器製造業	"	H1.12.1	協定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
"	(有)岩倉商事	ゴム製品製造業	"	H2.5.14	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
下佐世連	(有)長澤養鶏園	養鶏業	大東町	S61.3.31	覚書															
加茂町・三代連	(有)出雲興産	養鶏業	加茂町	S52.1.10	協定			○							○					被害補償
加茂町・三代連	山砂採取雲南協同組	山砂採取	"	S60.3.25	"			○							○					"
東谷地元	大広島支店	アスファルトプラント	"	S61.9.9	覚書			○												
南加茂協議	飯野正悦	真砂上採取	"	S63.1.20	協定	○	○	○	○						○					被害補償
"	須山建設(有)	"	"	S63.3.30	"	○	○	○	○						○					"
"	須山建設(有)	"	"	S63.3.30	"	○	○	○	○						○					"
加茂町	(株)ネスター	厨房製品製造業	"	H8.7.24	"	○														"
加茂町	タカセ興産(株)	産廃処理業	斐川町	H1.8.23	"	○	○	○	○	○					○					損害補償
"	(有)加茂ゴルフクラブ	娯楽業	加茂町	H2.10.16	"	○	○	○	○					○	○					"
南加茂協議	掛合運送(有)	探採石業	"	H3.2.19	"	○	○	○	○						○					"
加茂町	"	"	"	H3.9.30	契約書	○	○	○	○						○					"
加茂町宇治連	(株)ネスター	厨房製品製造業	"	H3.12.2	協定	○									○					"
"	新東工業(株)	サービス業	"	H3.12.2	"	○	○	○	○						○					"
"	(株)月の友	衣服製造業	"	H3.12.2	"	○	○	○	○						○					"
加茂町・南加茂協議	新東工業(株)	サービス業	斐川町	H4.3.30	"	○	○	○	○						○					損害補償
"	(株)ネスター	厨房製品製造業	加茂町	H4.3.30	"	○									○					"
加茂町・宇治連	(株)日登工業	木造製造業	"	H4.3.30	"	○									○					"
加茂町・南加茂協議	"	"	"	H4.4.1	"	○									○					"
加茂町・南加茂協議	山砂採取雲南協同組	山砂採取	"	H2.2.9	"		○	○	○						○					"
加茂町	日本コルマー(株)	化粧品製造業	"	H2.3.22	覚書	○									○					"
"	松江共和物産(株)	卸売業	"	H8.4.15	協定	○									○					"
宍道町・大森区	加茂町	コミュニティープラント処理業	"	H11.1.16	"	○														"
木次町	星崎電機(株)	機械工業	木次町	S49.4.11	"	○	○	○	○						○	○	○	○	○	"
"	協同組合出雲機械工業センター	機械工業	木次町	S56.4.28	覚書	○														"
"	金原宗男	肥料製造業	"	S58.10.31	協定															"

協定の当事者		相手方の種別	相手方の所在地の市町村名	締結年月日	協定の形式(付属文書を含む)	協定の内容										備考		
地方公共団体(住民団体)	協定の相手方(企業・公共団体)					公害対策一般	大気	水質	騒音振動	悪臭	産業廃棄物	その他の公害	公害発生の措置	立入調査	工場緑化等		制	
中海漁協	三菱農機(株)	農業用機械製造	"	S50.5.1	"			○						○※			○	"
東出雲町	三菱農機(株)	畜産	"	S50.8.30	"	○	○	○	○	○	○			○※			○	"
"	山根	採石	"	S50.7.4	"	○	○	○						○※			○	"
"	輝陽鉱業(有)	採石	"	S59.8.4	"	○	○	○						○※			○	"
"	松江プロイラー(有)	食料品製造	"	S54.4.5	"	○	○	○	○	○	○			○※			○	"
東出雲町	(有)丸加石材工業	土石業	東出雲町	S56.12.21	協定	○	○	○	○					○※			○	損害補償
"	越野組(有)	廃棄物処理	"	H2.10.1	"	○	○	○	○					○※			○	"
"	(株)ガイアート	"	"	H9.5.15	"	○												
"	平井建設(株)	"	"	H9.5.15	"	○												
"	(株)トーヨー産業	"	"	H9.11.27	"	○												
熊野大石部	松江地区公	業務	八雲村	S53.6.16	協議書	○		○						○※		○		被害補償
八雲村	(有)日野砕石	採石業	"	S53.5.15	協定	○	○	○	○	○				○※			○	損害補償
矢自谷自治会	"	"	"	S55.5.9	覚書	○	○	○	○	○				○※				"
八雲村	(有)新宮採石	"	"	S57.6	協定	○	○	○	○	○				○※				"
八雲並下自治会	(有)八雲村	埋立処分場	"	S61.9.12	覚書	○	○	○	○	○				○	○	○	○	
日吉部落自治会	山陰住研(株)	建設業	"	S55.9.9	覚書	○	○	○	○	○				○	○			
東日吉町	"	"	"	S56.2.21	協議書	○		○										
内湯町	"	"	"	S56.4.18	協定	○		○						○※				
大谷自治会	佐々木興産(株)	廃棄物処理	松江市	S56.10.8	協議書	○		○						○				
宍道町・斐川町・宍道町伊志見区	タカセ興産(株)	"	斐川町	S60.2.1	協定	○	○	○						○※			○	損害補償
(宍)大森地区	八束コンクリート(株)	コンクリート加工	宍道町	H4.2.28	"	○	○	○	○	○				○※		○	○	損害補償(無過失)
宍道町・菅原地区	才一工ム(株)	土建業	"	H7.10.2	協定書	○			○									損害補償
宍道町・(宍)大森地区	(有)湖南産業	"	"	H7.8.9	"	○												
宍道町	(有)高橋産業	機械加工	"	H6.11.29	"	○												
宍道町	(株)大同建設	建設業	"	H2.12.10	"	○												
宍道町	(株)中島製作所	機械製造	"	H2.11.15	"	○												
広瀬町	(有)越野組	採石業	広瀬町	S53.4.24	契約書			○										
広瀬町・山佐地区	"	"	"	H6.4.7	協定	○		○						○※		○		損害補償
広瀬町	(株)広瀬開発	住宅団地	"	S61.8.1	"			○						○※		○		
下山佐地区自治会	広瀬町公	務	"	H1.1.24	"	○		○						○※			○	損害補償
伯太町	やすき農協	サービス業	安来市	S49.12.13	覚書	○												
"	"	食料品製造	"	H8.5.10	協定	○	○	○	○	○				○	○	○		
伯太町・井尻東谷自治会	(株)幸栄通産	廃棄物処理	"	H9.8.7	"	○		○	○	○				○	○	○		損害補償
高自治会	伯太町	公務(危険物処理場)	"	S50.7.7	"	○		○						○※		○		"
寸治自治会	"	"( )	"	S50.7.7	"	○		○						○※		○		"
与治自治会	"	"( )	"	S50.7.7	"	○		○						○※		○		"
才治自治会	"	"(埋立処理場)	"	S59.10.8	"	○		○						○※		○		被害補償
伯太町	タカラ島根(株)	印刷製本	"	H2.8.2	"	○	○	○	○	○				○	○	○		
仁多町	(有)日野砕石	採石	仁多町	S50.1.31	契約書	○		○	○	○				○※		○		被害補償
"	(有)裕愛興産	"	"	S54.4.25	"	○		○	○	○				○※		○		"

協定の当事者		協定の内容										備考					
地方公共団体(住民団体)	協定の相手方(企業・地方公共団体)	相手方の業種	相手方の所在地(市町村名)	締結年月日	協定の形式(付属文書を含む)	公害対策一般	大気	水質	騒音振動	悪臭	産業廃棄物		その他の公害	公害措置発生	立入調査	工場緑化等	制裁
"	北陽技研(株)	機械	"	S57.12.8	覚書	○											※ 被害補償
"	日本橋工業所(株)	機械	"	S54.6.1	覚書	○											
"	ユーザーソフト(株)	ソフト	"	S58.12.21	覚書	○											
"	星崎電機(株)	機械	"	S60.3.11	覚書	○											
"	島根三洋(株)	機械	"	H7.2.22	協定	○	○	○	○	○	○		○※	○	○	○	
里方自治会	吾郷石材店	真砂土採取	"	S62.7.10	覚書			○									
三刀屋町内	金原宗男	化製場	三刀屋町	S58.10.31	協定			○		○			○	○	○	○	
自治会	東陽運送(有)	真砂土採取	"	S62.7.31	"	○		○					○※	○	○	○	被害補償
三刀屋町	クラシックス	ゴルフ場	掛合町	H3.7.2	"	○		○	○				○※	○	○	○	被害補償
掛合町	島根開発(株)	ゴルフ場	掛合町	H3.7.18	"	○		○	○				○※	○	○	○	損害補償
多伎町	多伎町工業団地	多伎町	多伎町	S54.7.14	協定(実施細目)	○		○	○								
"	松江石油(株)	石油	"	S56.3.31	"	○		○	○				○	○	○	○	
"	村上哲夫	化学	"	S56.3.31	"	○		○	○				○	○	○	○	
"	山陰アスファルト工業(株)	石油・石炭	"	S56.7.21	協定 実施細目	○		○	○				○	○	○	○	
地区採石会	企業組合杉谷建設工業社(有)	採石	多伎町	S57.8.5	協定	○		○					○	○※			被害補償
対協議会	竹下工材	多伎町	多伎町														
多岐町	オリックスエステート(株)	ゴルフ場	多伎町湖陵	H1.4.20	実施細目	○		○							○		
"	(株)中筋組	アスファルト造	多伎町	H2.9.13	協定	○	○	○	○				○	○	○	○	
湖陵町	オリックス市岡(有)	ゴルフ場	多伎町湖陵	H2.12.20	覚書			○					○	○	○	○	
大漁社	(有)山陰ダスキン	クニ	大漁社	S46.4.16	協定			○					○	○	○	○	
ようかん地区	(有)三葉開発	ホテル	"	S52.6.17	協定								○	○※	○	○	被害補償
委員	島根県	公務	"	S59.2.17	"	○	○	○	○	○			○※	○			損害補償
大温泉	吉浦牧場	牧場	温泉津町	S56.8.28	覚書			○									
代表																	
公書	トウチュウ温泉津工業社外7社	土石	"	S57.3.4	協定	○			○								
対協議会																	
川本町	島根運輸(株)	レジャー	"	H3.1.24	"	○		○					○※		○	○	損害賠償
"	(有)小川産業	"	"	H3.8.31	"	○		○					○※		○	○	"
"	(有)江津開発企業	"	"	H3.12.12	"	○		○					○※		○	○	損害賠償
"	板垣重機	粘土採取	川本町	H4.4.23	協定	○		○					○※		○	○	被害補償
"	板垣美穂	粘土採取	川本町	H4.4.23	協定	○		○					○※		○	○	被害補償
江川漁協	(有)小川産業	"	邑智町	S60.3.15	覚書												被害協議
邑智町	"	"	"	S61.4.23	契約書	○		○	○				○※	○	○	○	被害補償
"	"	"	"	63.12.5	契約書	○		○	○				○※	○	○	○	被害補償
"	北陽開発(株)	"	"	S63.9.9	協定	○		○					○※		○	○	損害補償
"	村上、中田他5名	"	"	S63.9.9	協定	○		○					○※		○	○	損害補償
君谷川等	(有)小川産業	"	"	63.9.26	"			○					○	○	○	○	被害補償
水質環境保全協議会	"	"	"	S63.11.21	契約書			○					○※	○	○	○	"
工川漁協	(有)磯野組	土石採取	"	H2.5.30	"			○					○※	○	○	○	"
"	(有)磯野組	土石採取	邑智町	H2.7.18	協定			○					○※	○	○	○	被害補償
邑智町	(有)石東開発工事	粘土採取	"	H3.4.20	"	○		○					○※	○	○	○	損害賠償
"	他4名	"	"	H3.4.20	"	○		○					○※	○	○	○	損害賠償
瑞穂町	新田鋼材(株)	スキー場	瑞穂町	S63.5.23	"	○		○					○				
八戸川	"	"	"	S63.5.23	契約書	○		○					○※				損害賠償
江川漁協	瑞穂採石(株)	採石業	"	S63.6.30	協定			○					○※	○			被害協議
高原地区	瑞穂採石(株)	採石業	瑞穂町	S63.7.7	協定		○		○				○				
災害防止協議会	"	"	"	S63.7.12	"	○							○※				損害賠償
瑞穂町	"	"	"	S63.7.12	"	○							○※				損害賠償

協定の当事者		相手方の種	相手方の種	相手方の所在地の市町村名	締結年月日	協定の形式(付属文書を含む)	協定の内容											備考
地方公共団体(住民団体)	協定の相手方(企業・公共団体)						公害対策一般	大気	水質	騒音振動	悪臭	産業廃棄物	その他の公害	公害措置の発生	立入調査	工場緑化等	制	
"	石州瓦	粘土開発(株)	"	"	H7.3.1	"	○	○									"	
"	須山商	須山商(株)	"	"	H7.9.29	"	○	○									"	
"	大田市中幸	大田市中幸(株)	酪農	"	H7.10.13	"	○										損害補償(無過失)	
"	"	"	"	"	H7.10.13	"	○			○							"	
"	大田同橋	大田同橋(株)	酪農	"	H7.10.13	"	○										"	
大田	大田同郷	大田同郷(株)	酪農	畜産	大田	協定	○										損害補償(無過失)	
"	大田同下	大田同下(株)	酪農	"	H7.10.13	"	○										"	
"	大田同野	大田同野(株)	酪農	"	H7.10.13	"	○										"	
"	大田同下	大田同下(株)	酪農	"	H7.10.13	"	○										"	
"	大田同辺	大田同辺(株)	酪農	畜産	H7.10.13	"	○										"	
"	長久同	長久同(株)	酪農	"	H7.10.13	"	○										"	
"	中木立	中木立(株)	窯業	粘土採取	H7.11.13	"	○	○									被害補償	
安来	安来	安来(株)	窯業	鉄鋼	S48.12.27	"	○	○	○								損害賠償	
代表者	荒島木材	荒島木材(株)	製材業	"	S53.12.26	覚書	○	○	○									
江津市	尾浜浦会	尾浜浦会(株)	瓢屋	採石業	江津市	協定	○	○	○								被害補償	
江津市	渡津町	渡津町(株)	食品	"	S56.12.18	覚書	○	○	○									
戸白自治会	若女	若女(株)	食品	"	S56.12.18	覚書	○	○	○									
江津市	大畑産	大畑産(株)	採石	"	S59.4.24	"			○									
猪目区	平田市	平田市(株)	公務	平田市	S43.1.13 S62.3.31	"			○									
河下区	昭和開	昭和開(株)	採石	"	S53.7.21	覚書 誓約書	○	○	○									
河下区	別府区	別府区(株)	採石	"	S56.10.25	覚書	○	○									被害補償	
小津区	北浜漁	北浜漁(株)	ガス製造	"	S56.11.20	協定	○										損害補償	
奈良尾町	内焼却場	内焼却場(株)	採石	"	S57.8.12	覚書	○											
建設反対者代表	平田市	平田市(株)	採石	"	S58.320 S61.9.9	"	○	○	○									
河下区	別所町	別所町(株)	採石	"	S61.6.1	覚書 誓約書	○	○	○								被害補償	
十六島町	本郷区	本郷区(株)	公務	"	S61.10.22	覚書											"	
東出雲町	ヤス	ヤス(株)	機械器具	東出雲町	S48.8.11	協定	○	○	○								損害補償	
"	フー	フー(株)	縫製	"	S48.9.22	"	○	○	○								"	
"	新丸国	新丸国(株)	製造	"	S49.1.16	"	○	○	○								"	
東出雲町	丸高工	丸高工(株)	農業機械	"	S49.12.28	"	○	○	○								"	
"	島根日	島根日(株)	自動車	"	S49.12.28	"	○	○	○								"	
"	島根い	島根い(株)	自動車	"	S49.12.28	"	○	○	○								"	
"	野原熱	野原熱(株)	農業機械	"	S50.1.13	"	○	○	○								"	

協定の当事者		相手方の業種	相手方の所在地(市町村名)	締結年月日	協定の形式(付属文書を含む)	協定の内容											備考	
地方公共団体(住民団体)	協定企業・公共団体					公害対策一般	大気	水質	騒音振動	悪臭	産業廃棄物	その他の公害	公害発生の措置	立入調査	工場緑化等	制裁		
高津川協	(有)益田自動車学	田校	訓練施設	"	S52.10.4	協定												"
"	協業組	食品	食料品製造業	"	S52.12.24	覚書												"
益田市・星	益田興産(株)	採石業	"	"	S53.4.28	"	○	○	○									"
白高津協	"	"	"	"	S53.5.16	協定												"
高津川協	ナショナルコンクリート(株)	コンクリート製品	益田市	"	S54.10.4	覚書												被害補償
益田市・塚	(有)大造船所及び益田市漁協	造船	"	"	S55.6.8	協定(細目協定)	○	○										損害賠償
種村地区	松永牧場	畜産	"	"	S55.12.22	協定	○	○										"
後自治会	中国電力(株)	電力	"	"	S62.3.20	覚書												"
乙子町	(有)佐波川砂利	採石業	"	"	H1.4	協定	○	○										被害補償
川白治	福化産業(株)	才力炭製造	"	"	H9.12.29	"	○	○	○									"
横田地区	(有)共同食品	食鶏処理	大田市	"	S49.5.10	契約書	○	○										損害補償
煙害対策協議	石見鉾山(株)	鉾業	"	"	S51.11.11	覚書												"
大畑井・湊	社団法人島根県畜産開発事業団	畜産	"	"	S60.10.1	"	○											損害賠償
地公害対策委員会	石州水上瓦協業(株)	窯業	"	"	S61.6.25	"												"
三瓶町小	(有)島根農場	畜産	"	"	S62.10.1	"	○											"
田白治	"	"	"	"	S62.10.1	"	○											"
龜谷白	(有)島根農場	畜産	大田市	"	S62.10.1	協定	○											損害賠償(無過失)
朝山町白	"	"	"	"	S62.10.1	"	○											"
治会長	"	"	"	"	S62.10.1	"	○											"
議山谷・	"	"	"	"	S62.10.1	"	○											"
山鶴ヶ丘	(有)島根農場	畜産	大田市	"	S62.10.1	協定	○											損害賠償(無過失)
地津屋山	"	"	"	"	S62.10.1	"	○											"
島津屋山	"	"	"	"	S62.10.1	"	○											"
谷漁協	"	"	"	"	S62.10.1	"	○											"
波根漁協	"	"	"	"	S62.10.10	"	○											"
島井町公	大西牧場	"	"	"	S62.10.10	"	○											"
害対策委員	"	"	"	"	S62.10.10	協定	○											"
島井土地	漆谷廠	"	"	"	S63.10.12	"	○											"
改良組合	黒田建設	砂利採取	"	"	H1.9.22	"	○	○										被害補償
大田市公	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H1.12.14	契約書												"
報徳会	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H2.8.31	協定	○	○										"
大田	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H2.9.19	"	○	○										"
"	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H3.1.22	"	○	○										被害補償
"	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H6.3.31	"	○	○										損害賠償
"	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H6.3.31	"	○	○										"
"	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H6.3.31	"	○	○										"
"	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H9.7.24	"	○	○										被害補償
"	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H8.6.6	"	○	○										"
"	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H9.12.17	"	○	○										"
"	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H9.12.17	"	○	○										"
"	石州水上瓦協業(株)	"	"	"	H6.12.20	"	○	○										被害補償

協定の当事者		相手方の業種	相手方の所在地(市町村名)	締結年月日	協定の形式(付属文書を含む)	協定の内容											備考		
地方公共団体(住民団体)	協定の相手方(企業・公共団体)					公害対策一般	大気	水質	騒音振動	悪臭	産業廃棄物	その他の公害	公害発生の措置	立入調査	工場緑化等	制限			
桜江町	瑞穂(株)	ゴルフ場	桜江町	H3.10.5	協定(細則)覚書	○		○						○	○	○	被害補償		
新開地区自治会	双葉工業(株)	鉄鋼業	桜江町	S51.1.16		○		○	○					○※	○	○			
地自	梅岡養鶏(株)	養鶏	金城町	S51.9.20	確認書					○									
金城町	金城基準寝具(株)	クリーニング業	金城町	S54.2.5	覚書	○		○	○					○※	○	○	被害補償		
木自	ニノミヤファクトリー(株)	鋳物製品	金城町	S56.4.13	"				○	○				○※	○	○	"		
八戸	島根ボーク(株)	養豚	旭町	S61.10.14	協定	○				○				○					
漁協	"	"	旭町	S62.5.19	協定覚書	○		○						○					
三隅町	中国電力(株)	電力	三隅町	S60.8.13	協定(覚書)	○	○	○	○					○	○※	○	○	損害賠償(無過失)	
三隅町内自治会	三隅町埋立処分	"	三隅町	S62.4.1	協定	○		○						○※		○	○	損害賠償(無過失)	
美都町	中外鋳業(株)	鋳業	美都町	S53.11.27	協定覚書	○		○						○	○※	○		被害補償	
"	"	"	美都町	H5.12.8	"	○								○	○※				
美都町	益田市公務(株)	公務	益田市	S59.4.1	協定	○		○						○	○※	○		被害補償	
"	中国コンクリート製品(株)	コンクリート	美都町	S60.7.23	"	○			○					○					
丸自	"	"	美都町	S60.7.23	覚書		○	○	○										
美都町	島根中井工業(株)	化学繊維	美都町	H1.6.26	協定	○		○	○	○				○	○※	○		損害補償	
"	益田市	公務	美都町	H2.9.19	"	○		○						○	○※	○			
匹見町	千原興産(株)	生コンクリート及びブロック	匹見町	S49.7.15	協定	○								○		○	○		
高津川協	匹見興産(株)	生コンクリート	匹見町	S49.10.16	"			○						○	○※	○		被害補償	
"	八万物産(株)	探採自動車部品加工	津和野町	S53.12.7	"			○	○					○	○※	○		"	
津和野町	三浦鉄工(株)	探採自動車部品加工	津和野町	S47.10.9	"			○	○	○				○	○※	○	○		
六日市町	ヨシワ工業(株)	"	六日市町	S58.1.31	"	○	○	○	○					○	○※	○		"	
六日市町	グローイングファーム(株)	養鶏	六日市町	S62.3.10	"	○		○	○	○				○	○※	○		"	
飯田区	宇部興産(株)	セメント	西郷町	S58.4.6	"	○	○	○	○					○	○※	○		損害賠償	
"	徳畑建設(株)	生コン	西郷町	S58.4.6	"	○	○	○	○					○	○※	○		"	
西郷町	徳畑探採(株)	探採石	西郷町	S58.6.13	"	○	○	○	○					○	○※	○	○	○	損害賠償
"	徳畑探採(株)	探採石	西郷町	S59.2.15	"	○	○	○	○					○	○※	○	○	○	"
有木区	齊藤探採(株)	探採石	西郷町	S63.2.5	同意書			○	○					○	○※				
別府区	西ノ島(株)	公務	西ノ島町	S61.10.31	協定	○	○	○	○	○				○	○※	○		被害補償	
斐川町・湯の川ヘタルン対策協議会	出雲空港カントリー倶楽部(株)	ゴルフ場	斐川町	H6.3.14	協定	○	○	○	○	○				○	○※	○	○		
美保関町・境港市・(社)境港水産振興協会・美保関町福浦区・境港市漁業協同組合・美保関町漁業協同組合	三光株式会社	廃棄物処理	境港市	H12.4.21	協定	○	○	○	○	○				○	○※	○	○	被害補償	

(注)① ※は操業の停止、損害賠償等の措置を定めているもの。  
 ② ( )は他の協定等で、公害防止を含むもの。

## 6. “みんなで守る郷土の自然” 選定地域

区分	選定地域名	市町名	概要	面積 (延長)	備考
A	六日市(樋口)カタクリ自生地	六日市町	六日市町樋口の民家の裏山の一面(30m×40m)が自生地になっている。4月が開花シーズン。	1,200m <sup>2</sup>	
A	邑智町ホンシヤクナゲ自生地	邑智町	国有林内の谷沿いの急峻な岩場に自生している。5月の連休が見頃である。	14ha	邑智町花
A	差海川ハマナス自生地	湖陵町	差海川左岸の河口附近に自生しているが、保全対策を必要としている。	100m <sup>2</sup>	湖陵町花、県の天然記念物
A	若杉の天然林	美都町	板井川地区若杉に、杉、樅の巨木が群生しており町のシンボルとなっているとともに、山陰側と山陽側の間接植生を呈しており学術的価値が高い。	5ha	
B	大万木山ブナ林	頓原町	標高1,218m、山頂附近は100年生に近いブナ林に覆われ、ブナ林観察会をはじめ、地元のシンボルとして保全されている。	250ha	県民の森
B	琴ヶ浜の鳴り砂	仁摩町	全国3か所ある鳴り砂の浜の中でも特によく鳴る砂である。	14ha	世界一の砂時計
C	日御碕カスミサンショウウオ生息地	大社町	日本海から50m離れた日御碕灯台に近い地域に生息している。	375m <sup>2</sup>	国立公園
C	猪目川カジカガエル生息地	平田市	猪目川の上流から河口付近まで生息しており、4月から7月いっぱい鳴いている。猪目分校児童が観察や放流を行っている。	2km	
C	法吉ミスジカワニナ生息地	松江市	清流に生息する大型のミスジカワニナが市街地に近い所で見られる。	1km	
A	近藤ヶ浜ハマナス自生地	大田市	ハマナスの自生地の南限。過去何度か絶滅の危機があり、地元の人々の手により保護されている。	60m <sup>2</sup>	県の天然記念物
A	常盤山カシ林	金城町	浜佐八幡宮の裏山は日本海側の典型的なウラジロガシ林の見られる西限と考えられ、大径木のものが揃っている。	1ha	境内のスギは県の天然記念物
A	油井のスイセン群生地	都万村	1~3月に花開く野生のスイセンは香り高く春の気配を届けてくれる。県下最大の自生地。	特定せず	国立公園
B	星上山	八雲村	星上山には、ブナを含む自然度の高い森が残り、ギフチョウをはじめとする昆虫相も豊富である。	5ha	
C	布部ハッチョウトンボ生息地	広瀬町	布部ダムの下流の繁殖地で、6月頃には約千匹の大群が見られる。ゲンジボタルも多い。	400m <sup>2</sup>	
B	二条川の自然 (ゲンジボタルとカジカガエル)	益田市	高津川水系白上川支流二条川は、ゲンジボタルの生息地であり、また、カジカガエルも生息している地区のシンボルとして親しまれている。	3.8km	

区分	選定地域名	市町名	概要	面積 (延長)	備考
B	長浜海岸（園の長浜）	出雲市	神戸川河口から差海川河口に広がっている砂浜海岸。クロマツ林、ハマゴウ、コウボウムギ、ハマエンドウ、ネコノシタ、ハマニガナなど豊かな植生がある。	8.0km	自然環境保全地域候補地
B	鯛の巣山ブナ林	仁多町	標高1,020m。ブナ（2次林）、コケイラン、クロモジなどが自生している。地域のシンボルとして保全が図られている。	90ha	
C	津和野ゲンジボタル生息地	津和野町	津和野町部栄附近の津和野川は、古くからゲンジボタルの乱舞が見られることで知られている。	4ha (2km)	
A	三隅大平桜	三隅町	樹齢300年以上の巨木。昭和10年国の天然記念物に指定されてから地元で保全、保護活動が取り組まれている。		国天然記念物
A	池村の杜（八幡宮の社叢、大元神社跡の楠）	日原町	イチイガシ（幹周6.5m、高さ34m）を中心にした社叢は、県下でも稀な群落をなし、北方系と南方系の植物が混在し、学術上も貴重な森である。周囲12.5m、高さ51m、樹齢400年。南方系のクスノキが山陰の内陸部にあるのは大変珍しい。	1.5ha 600m <sup>2</sup>	県天然記念物
A	愛宕千年杉	柿木村	栂谷地区白井の愛宕神社。周辺にはスギ、トチなどの巨木があり、村のシンボルとなっている。	特定しない	
A	賀茂神社の社叢	羽須美村	阿須那地区の賀茂神社。カヤ、イチイ、スダジイ、スギなどの大木を中心に保護されている。	7,035m <sup>2</sup>	
B	焼火山社叢	西ノ島町	焼火山中の焼火神社附近は、ウラジロガシを中心とする良好なカシ林が残存し、種々の植物群が多く見られる。	33ha	県天然記念物
A	赤穴八幡宮社叢	赤来町	地方屈指の古社。幹周3m以上の巨木が10本ある。千年杉といわれる夫婦杉やイチョウとスギの連理の木など興味深い。	1ha	
A	比婆山インヨウチク自生地	伯太町	比婆山山頂には、タケの幹にササ様の葉をつける竹の群落があり、植物学上貴重である。	5ha	県天然記念物
C	瑞穂オヤニラミ生息地	瑞穂町	瑞穂町内の河川に生息するスズキ科のオヤニラミを保護しようとするものである。		
A	大江高山イズモコバイモ自生地	大田市	大江高山の東斜面に自生地がある。イズモコバイモは島根県にだけ自生している貴重な植物で、近年保護活動により株数が増えてきている。	1ha	
C	吉田地区ホタル生息地	安来市	吉田川に生息するホタルを保護するため清掃活動や水質浄化などの保全活動が地元住民により行われている。	0.01ha	
B	船通山	横田町	山頂にはカタクリの群生地があり、毎年たくさんの花を咲かせる。植物の種類も多く、陸産貝類、土壌生物等の昆虫も生息している。	山頂付近の自然林	国定公園
B	吾妻山	横田町	比婆山連峰の西側に位置し、山頂は広島県との県境。大膳原地域には雄大な草原が広がる。	山頂草原植生及び周	国定公園



				辺の自然林	
C	大社町ホタルの生息地	大社町	出雲大社を中心とした自然環境の中、吉野川、素鷲川ではゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルの3種が共生している。		国立公園
B	隠岐自然回帰の森	布施村	大満寺から葛尾山に連なる山々一帯の自然林。隠岐の大昔からの自然を物語る豊かな動植物相がみられる。	人工造林地を除く	国立公園
B	安蔵寺山ブナ巨木林	日原町	標高約800mから山頂にかけてブナの巨木が多数あり、林の中には様々な植物がみられる。	縦貫コース 5,100m	国定公園
B	都賀本郷宮の杜	大和村	由緒ある宮が多く鎮座する。境内には巨木が立ち並び、動物、鳥類が生息している。		
B	弥畝山ブナ林	弥栄村	昆虫や野鳥等の小動物が生息しており、樹齢百十数年といわれるブナが林立する。		
C	赤川ホタル生息地	大東町	斐伊川支流の赤川は、ホタルの生息地となっており、町が「ほたる保護条例」を制定している。	赤川 150m	
C	久保川自然回帰への森ホタル生息地	邑智町	ホタルの生息地であり、水辺の昆虫や野鳥も多く生息する。生態系が守られている場所。	久保川 3,000m	
C	朝倉オヤニラミ生息地	六日市町	オヤニラミの生息地。町の天然記念物に指定されている。	3ha	
B	物部神社社叢	大田市	すべて神社林。野鳥、小動物が生息し、自生蘭等の植生がみられる。観察路あり。	5.2ha	
A	西アキヤのカタクリ群生地	都万村	急峻な山の斜面に位置し、中腹から山頂にかけてカタクリ群生地がある。	0.5ha	
C	あずまがわ東川ホタル生息地	江津市	江津市浅利町を流れる東川に生息するホタルの保護活動が行われ、ホタルが多数発生するようになった。	1,500m	
A	猿政山自然林	仁多町	県東部で最も高い山である。山頂付近には、ブナの原生林が残っており、野生動物も多く生息している。	山頂付近	
C	高津川オシドリ飛来地	日原町	清流高津川の河原に毎年オシドリが飛来するようになり、年々数が増えている。保護啓発活動も積極的に行われている。	55,000 m <sup>2</sup>	
C	大谷地区ホタル生息地	玉湯町	大谷川上流に生息しているゲンジボタル・ヘイケボタルの周辺環境整備や保護が行われている。	1,500m	
C	オキナグサ自生地	仁多町	オキナグサの自生地。道路沿いに自生しているため減少傾向であるオキナグサの保護対策が行われている。	0.5ha	
C	深山川ホタル生息地	平田市	深山川上流に生息しているゲンジボタル・ヘイケボタルの周辺環境整備や飼育、増殖活動が積極的に行われている。	1,500m	
B	瑞穂ふるさと里山再生地	瑞穂町	町有地であり荒廃化が進む山林を、行政（町）・ハンザケ自然館・地元住民により、自然との共生を目指した里山保全づく	11ha	

			りが行われている。		
B	川跡ビオトープ	出雲市	休耕田を利用したビオトープ。斐伊川の本流から用水路を経由して水を導入し、水生生物を飼育保護している。環境学習の一環として利用され、保護啓発活動が積極的に行われている。	1,600 m <sup>2</sup>	
C	八代ハッチョウトンボ生息地	仁多町	休耕田にハッチョウトンボが生息し、ここ数年発見することができる。周辺環境整備など保護活動が積極的に行われている。	1ha	

A：植物	16か所	} 計49か所
B：シンボルの自然	16か所	
C：動物	17か所	

## 7. 保全すべき特定植物群落

### 特定植物群落選定基準

- A……原生林もしくはそれに近い自然林
- B……国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
- C……比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる山地に見られる植物群落または個体群
- D……砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
- E……郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの（武蔵野の雑木林、社寺林等）
- F……過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの。
- G……乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
- H……その他、学術上重要な植物群落または個体群

群落No.	所在地市町村名	群落名	選定基準	面積 (ha)
1	八束郡美保関町	美保関客人神社のスダジイ林	A・E	2
2	〃	美保神社のスダジイ林	A・E	5
3	安来市十神町	十神山のホウライカズラ	H	1
4	能義郡伯太町	伯太永唱禅寺のスダジイ林	A・E	2
5	八束郡美保関町	北浦のモクゲンジ林	H	0.2
6	〃	笠浦のハマビワ林	C	1
7	松江市枕木町	枕木山のアカガシ林	A・E	35
8	八束郡八雲村	星上山のスダジイ林	A・E	1
9	松江市朝酌町	朝酌多賀神社のスダジイ林	A・E	1
10	八束郡八雲村	八雲志多備神社のスダジイ林	A・E	4
11	〃	八雲盤坂神社のスダジイ林	A・E	2
12	松江市西尾町	松江推恵神社のモミ林	E	1
13	松江市西川津町	楽山のスダジイ林	A・E	10
14	松江市殿町	松江城のスダジイ林	A・E	2.5
15	松江市袖師町	円成寺のスダジイ林	A・E	202
16	能義郡伯太町	伯太のインヨウチク林	B	1
17	仁多郡仁多町	仁多湯野神社のモミ林	E	1.5
18	仁多郡横田町	船通山のブナ林	A	65
19	松江市秋鹿町	朝日山のアカガシ林	A・E	2
20	平田市小境町	一畑寺のウラジロガシ林	A・E	2
21	平田市別所町	鱈淵寺のカシ林	A・E	18
22	出雲市馬木町	出雲馬木不動尊のスダジイ林	A・E	2
23	飯石郡掛合町	竜頭ヶ滝のウラジロガシ林	A・E	2

24	仁多郡仁多町	猿政山のブナ林	A	2
25	〃	猿政山のホンシャクナゲ	G・H	3
26	飯石郡吉田村	毛無山のブナ林	A	60
27	飯石郡頓原町	大万木山のブナ林	A	80
28	簸川郡大社町	出雲大社裏山のスダジイ林	A・E	30
29	〃	大社海岸のクロマツ林	F	22.5
30	出雲市外園町	出雲海岸の砂丘植生	D	16
31	簸川郡大社町	宇竜のキンメイモウソウ林	H	0.5
32	出雲市乙立町	立久恵峽の断崖植生	D	4
33	簸川郡湖陵町	湖陵海岸の砂丘植生	D	5
34	大田市	波根、久手海岸のクロマツ林	D・E	55
35	飯石郡赤来町	赤名のハンノキ林	D	2
36	大田市三瓶町	三瓶山北斜面のブナ林	A	60
37	大田市川合町	大田物部神社のスダジイ林	A・E	2
38	大田市五十猛町	五十猛海岸のクロマツ林	D・E	13
39	邇摩郡仁摩町	仁摩海岸のクロマツ林	D・E	70
40	邇摩郡温泉津町	温泉津海岸のクロマツ林	D・E	90
41	江津市黒松	浅利黒松海岸の砂丘植生	D	50
42	浜田市瀬戸ヶ島町	浜田海岸のクロマツ林	D・E	80
43	美濃郡匹見町	奥匹見峽のトチノキ林	A・E	100
44	〃	裏匹見峽のウラジロガシ林	A・E	200
45	鹿足郡六日市町	河津のツガ林	E・G	12
46	那賀郡三隅町	三隅海岸のクロマツ林	D・E	30
47	〃	大島のハマビワ林	H	1.5
48	〃	青浦海岸のテツホシダ群落	H	2
49	益田市高島町	高島の森林	H	30
50	益田市染羽町	大石勝神社のスダジイ林	A・E	1
51	益田市高津町	高津柿本神社のスダジイ林	A・E	2
52	鹿足郡日原町	日原のウラジロガシ林	A・E	70
53	鹿足郡日原町	日原三渡八幡のコジイ林	A・E	2
54	美濃郡匹見町	安蔵寺山のブナ林	A	140
55	鹿足郡六日市町	六日市のコウヤマキ林	H	60
56	鹿足郡柿木村	鈴の大谷山のホンシャクナゲ	H・G	16
57	〃	鈴の大谷山のヘイケイヌワラビ	B	14
58	〃	苜ヶ岳のテリハアザミ群落	H	15
59	〃	苜ヶ岳のブナ林	A	270
60	益田市飯浦町	飯ノ浦の海浜植生	D	10
61	隠岐郡布施村	布施春日神社のクロマツ林	F	0.5
62	〃	卯敷白須神社のスダジイ林	A・E	1
63	隠岐郡西郷町	津井ノ池のテツホシダ群落	C	0.2

64	隠岐郡布施村	島後のオキシヤクナゲ	B	200
65	隠岐郡西郷町	原田のクロベ林	H	6.5
66	〃	高尾のウラジロガシ林	A	10
67	〃	今津のトウテイラン群落	H	0.1
68	〃	原田のスダジイ林	A・E	2
69	隠岐郡都万村	油井ノ池の湿地植生	D	2
70	〃	油井のモクゲンジ林	H	2
71	隠岐郡海士町	海士町中里のスダジイ林	A・E	1
72	〃	海士美穂神社のスダジイ林	A・E	1
73	隠岐郡西ノ島町	焼火神社神域の植生	A・E	2
74	〃	浦郷のオオエゾテンダ群落	C	0.5
75	安来市島田町	島田の照葉樹林	A	1
76	安来市清水町	清水の照葉樹林(1)	A	5
	〃	清水の照葉樹林(2)	A	5
77	能義郡伯太町	東母里の照葉樹林	A	1
78	〃	福富の照葉樹林	A	4
79	松江市長海町	長海の照葉樹林	A	1.5
80	松江市本庄町	本庄の照葉樹林	A	1
81	八束郡鹿島町	南講武の照葉樹林	A	1
82	安来市赤江町	宮中川の照葉樹林	A	4.5
83	能義郡広瀬町	広瀬ノ石原の照葉樹林	A	1
84	〃	富田八幡の照葉樹林	A	2
85	八束郡八雲村	東岩坂のアンペライ群落	C・D	0.1
86	松江市山代町	真名井の照葉樹林	A	2
87	松江市佐草町	八重垣神社の照葉樹林	A	1
88	大原郡大東町	山地神社のアカガシ林	A	2
89	能義郡伯太町	峠之内の照葉樹林(山岡荒神タブノキ林)	A	0.5
90	八束郡宍道町	美龍山岩屋寺の社叢	A	1.5
91	〃	上来待の照葉樹林	A	1
91	〃	菅原の照葉樹林	A	3
93	平田市小境町	小境の照葉樹林	A	0.5
94	平田市十六島町	釜浦海岸のホンバワダン群落	C・D	2.5
95	出雲市所原町	所原の照葉樹林	A	2
96	簸川郡大社町	鷺浦の照葉樹林(1)	A	5
	〃	鷺浦の照葉樹林(2)	A	5
97	〃	日御碕海岸の崖地草本群落	C・D	10
98	簸川郡多伎町	久村の照葉樹林	A	2.5
99	浜田市大府町	多蛇寺の照葉樹林	A	2
100	浜田市	大島の照葉樹林	A	1
101	隠岐郡西郷町	犬来の照葉樹林	A	0.2

102	〃	女池のヒトモトススキ群落	C・D	0.15
103	隠岐郡布施村	浄土ヶ浦の海岸崖地植生	D・H	3
104	〃	南谷の植生(1)	A	10
	〃	南谷の植生(2)	A・B・D	10
	〃	南谷の植生(3)	A	10
105	隠岐郡西郷町	西郷町中ノ津の照葉樹林	A	0.2
106	〃	布施のサワグルミ林	A・D	3
107	隠岐郡布施村	鷲ヶ峰のクロベ林	A・D・E	3
108	隠岐郡西郷町	中谷の針葉樹林	A・B・D	20
109	〃	西村の照葉樹林	A	0.1
110	〃	伊後の海岸植生	D・E	10
111	隠岐郡都万村	津戸のダルマガキ群落	D・E	3
112	〃	那久の山地植生(1)	A	20
	〃	那久の山地植生(2)	A	20
113	隠岐郡五箇村	重栖のハイネズ群落	D	0.5
114	〃	弁天島の植生(1)	A	4
	〃	弁天島の植生(2)	B・C	4
115	隠岐郡海士町	宇受賀の海岸崖地植生	D・E	1.5
116	隠岐郡西ノ島町	船越の海岸植生(1)	C・D・E・G	7.5
	〃	船越の海岸植生(2)	C・D・E・G	7.5
117	能義郡伯太町	安田の照葉樹林	A・E	2
118	安来市清井町	雲樹寺の樹林	E・F	2
119	能義郡伯太町	井尻の照葉樹林(久米大宮神社)	A・E	1
120	八束郡美保関町	森山、川崎の照葉樹林	A・E	0.5
121	〃	森山の照葉樹林	A・E	1.5
122	〃	片江の照葉樹林	A・E	0.5
123	〃	菅浦の照葉樹林	A・E	0.5
124	松江市手角町	手角の照葉樹林	A・E	1.5
125	八束郡美保関町	北浦の照葉樹林	A・E	1
126	八束郡島根町	野波の照葉樹林	A・E	1
127	〃	佐波の照葉樹林	A・E	0.5
128	安来市下吉田町	吉田の照葉樹林	A・E	0.5
129	安来市飯生町	飯生の照葉樹林	A・E	1
130	能義郡広瀬町	広瀬の照葉樹林(洞光寺)	A・E	0.5
131	八束郡東出雲町	揖屋の照葉樹林	A・E	0.5
132	能義郡広瀬町	下山佐の照葉樹林	A・E	0.5
133	松江市奥谷町	奥谷の照葉樹林(万寿寺)	A・E	2
134	松江市西忌部町	日野目天神の照葉樹林	A・E	1
135	松江市外中原町	外中原の照葉樹林(月照寺)	A・E	2
136	松江市西忌部町	忌部神社の照葉樹林	A・E	1.5

137	八東郡玉湯町	玉湯の照葉樹林	A・E	0.5
138	仁多郡仁多町	鬼の舌震の樹林	A・E	10
139	大原郡大東町	笹谷の照葉樹林	A・E	1
140	〃	海潮の照葉樹林(日原神社)	A・E	1.5
141	仁多郡横田町	小馬木の照葉樹林	A・E	1
142	八東郡鹿島町	鹿島のシロヤマシダ群生地	G	0.5
143	松江市秋鹿町	秋鹿の照葉樹林(高ノ宮、内神社)	A・E	2
144	八東郡宍道町	佐々布の照葉樹林	A・E	1.5
145	出雲市東林木町	東林木の照葉樹林	A・E	1
146	大原郡大東町	大東の照葉樹林(長安寺)	A・E	1
147	大原郡加茂町	三代の照葉樹林	A・E	1
148	平田市唐川町	唐川の照葉樹林	A・E	1
149	簸川郡大社町	大社のカツモウイノデ自生地	C	1
150	〃	鷺浦の断崖地植生	D	2
151	簸川郡佐田町	佐田の岩上植物群落	D・G	
152	邑智郡邑智町	邑智のキシツツジ群落	D・E	
153	飯石郡赤来町	赤来のブナ林	A・E	
154	大田市静間町	静間の照葉樹林	A・E	1
155	大田市久利町	久利の照葉樹林	A・E	1
156	邇摩郡仁摩町	仁摩の照葉樹林	A・E	1
157	邑智郡石見町	断魚溪の断崖地植生	D	5
158	江津市本町	江津の照葉樹林	A・E	0.5
159	江津市有福温泉町	有福八幡宮の照葉樹林	A・E	0.5
160	〃	有福温泉福泉寺の照葉樹林	A・E	1
161	那賀郡三隅町	三隅の照葉樹林	A・E	0.5
162	益田市・美濃郡匹見町	匹見川のキシツツジ群落	D・E	
163	鹿足郡日原町	日原のキシツツジ群落	D・E	
164	〃	日原の照葉樹林	A・E	0.5
165	益田市虫追町	虫追の照葉樹林	A・E	2
166	鹿足郡日原町	日原の崖地植生	D	1
167	鹿足郡柿木村	上河内のイワタバコ群落	D・G	0.5
168	隠岐郡西郷町	一の森の照葉樹林	A・E	1
169	〃	中村の断崖地植生	D・G	0.01
170	〃	中村のナメルギボウシ群落	B	
171	〃	岸浜の照葉樹林	A・E	0.5
172	隠岐郡五箇村	五箇のハナゼキシヨウ群落	D	
173	隠岐郡西ノ島町	仁具のトウテイラン群落	B	

## 8. 保全すべき地形・地質

県内における貴重な地形・地質の存する地域としては「第1回自然環境保全基礎調査（環境庁、1973）すぐれた自然—地形・地質・自然現象調査者三浦清」によれば、国レベルで保護すべき貴重な地域（Aランク）7か所、地方レベルで保護すべき貴重な地域（Bランク）37か所（B～Aランクを含む）、県レベルで保護すべき貴重な地域（Cランク）49か所が掲げられている。

No.	名称	所在地	分類	内容	評価	指定状況
1	加賀旧潜戸	島根町	海食洞	加賀旧潜戸と呼ばれ、火山角礫岩など主として安山岩質火山砕屑岩に刻まれた海食洞で附近には、大小の大きさ、レベルに各種のものがある。	B	国立・特保名天
2	加賀新潜戸	島根町	海食洞	加賀新潜戸とも呼ばれ、1にほぼ同じ。	B	国立・特保名天
3		島根町加賀（旧潜戸付近）	甌穴	直径2～3mのものが数個あり、現在成長しつつものもある。教材の立場から重要。なお、波食台地も広く発達し、全体として海食地形の各種が見られる。	B	国立・特保
4		美保関町惣津（西部海岸）	海食地形	頁岩が広く分布し、それを貫く粗粒玄武岩との選択的侵食地形がよく表現され教材として適する。	C	国立・特
5		鹿島町御津（御津北端）	岩脈	頁岩を貫く岩脈として、島根半島の典型的な粗粒玄武岩の好露頭、教材として優れる。	C	国立・特
6		島根町大芦（大芦西北端）	岩脈	5に同じ	C	国立・特
7		島根町瀬崎（北部海岸）	鉱物露頭	出雲五色めのうと呼ばれる赤黄緑色模様を示すめのう脈の露頭がある。安山岩質火砕岩を貫く20～30cmの幅をもつ脈である。附近一帯の礫質海岸の礫の中にもその種のめのうの円礫がしばしば混入する。	C	国立・特
8	飯梨川河口部	安来市宮須	三角州	飯梨川下流に発達する三角州で現在の河流によって形成されつつあるもの。県下では最も大きいものである。	C	
9	大根島の第2溶岩隧道	八束町	溶岩トンネル	玄武岩溶岩（新第三紀）中に形成されたもの。昭和8年に発見された。内壁に見事な溶岩鍾乳石および玉滴石が生成されている。	A	天
10	大根島の溶岩隧道	八束町遅江	溶岩トンネル	旧新二つの洞くつからなるが、もともと一続きのものと思われ乱旧洞くつは	A	特天



				入口より南西に向かって100mの延長をもつ環状の洞くつである。洞くつ内には地下水が貯留し、水温約0.5℃でミミズハゼが棲息する。新洞くつは延長約70mで海底に延長するらしいが地下水湧出のために詳細は不明である。ともに新第三紀玄武岩中に形成されたもの。		
11	鬼の舌震	横田町	溪流	鬼の舌震（おにのしたぶるい）と呼称され、河川の遷急点に位置している。河谷は粗粒黒雲母花崗岩を刻み、両岸にはきり立つ花崗岸の節理面があって、節理面に沿う崩壊礫は直径10m以上にも及ぶものがある。その転石には大小の罅穴が発達するなど河川による花崗岩の浸食機構の研究に優れた場所であると同時に周囲の植生との美しい調和は、自然に親しむ好適の場所でもある。	B	県立・特 名天
12	船通山	横田町	準平原遺物	船通山と呼ばれ、標高1,142mで頂上附近一帯は緩斜平坦面となっている。中国地方高位浸食平坦面に対比される。	B	国立・特
13	吾妻山	横田町	準平原遺物	吾妻山東側に発達する平坦面で、その平坦面上に流出した玄武岩溶岩は、吾妻山の山峰を構成する。中国地方高位浸食平坦面に対応する。	B	国立・特
14	浮浪の滝	平田市別所町（鱒淵寺境内）	滝	弁慶の伝説にとむ滝で造瀑層としての流紋岩溶岩上から落下する。滝つぼがよく発達する。	C	県立・特
15	竜頭が滝	掛合町	滝	安山岩質火山砕屑岩に形成された滝で、島根県下では第1級のものである。	C	県立・特
16	八重滝	掛合町	溪流	河川の遷急点に相当する位置にあり階級状に小規模な数個の滝が形成される。八重滝と呼ばれている。	C	県立・特
17	浜山砂丘	出雲市	砂丘	最高点41mの砂丘が南北に延長する。東に急で西に緩斜する。西から東に向けて移動してきたもので植林によってその移動を防止してきた。石英にとみ鑄物用珪砂として採掘されている。形態上からいってもその規模からみても山陰第1級の砂丘である。浜山砂丘と呼ばれる。	B~A	

18		大社町湊原	砂丘	海岸に沿って南北にのびる。西側に緩、東側に急斜する。最高18m。	C	
19	日脚碕	大社町	節理・海食崖	島根半島西端に位置し、流紋岩の溶岩からなる。溶岩には、六角柱状節理が著しく発達する。附近は植生がほとんどなく、節理の露出が広く学術・教材として自然観察のすぐれた地域を形成する。海食崖は、節理面に沿ってほぼ垂直にきりたち、極めて幾何学的である。	B~A	国立・特 (一部特保)
20	猪目洞窟	平田市猪目町	海食洞	海面すれすれの位置にある海食洞で、地層境界に沿う選択的浸食によって形成された。伝説と人類遺跡がある。	C	
21		大社町(日脚碕東部海岸)	海成段丘	標高40~60m附近に発達する平坦面によく識別される海成段丘。中国地方低位平坦面に対比される。よく保存され、自然が残されている点で教材として価値がある。	B	国立・特
22	須佐の風穴	佐田町宮内	風穴	安山岩の崖錐堆積物中に発達する風穴で約10℃程度の冷気流が流出する。	C	
23	蛇池	湖陵町	堰止湖	蛇池と呼ばれ、第三紀布志名層中に形成されていた谷が砂丘性風成層によりてせきとめられてつくられた。	C	
24	立久恵峡	出雲市	断崖	立久恵峡と呼ばれ、第三紀安山岩質火山砕屑岩に形成されたグリーン侵食的地形が特に美しい。	C	県立・特 名天
25		大田市波根西(大原川右岸)	海食洞	陸地側に面する斜面に残された縄文海進期の海食洞で高さ約6m附近にある。砂岩中に形成された直径約2mのものが数個残っている。縄文時代の海面変動を説明する教材として貴重なものである。	C	
26	三瓶山室内	大田市	カルデラ	三瓶火山群の中心にあって爆裂カルデラと考えられるものである。カルデラ内部には室の内池と称される池がある。	B	国立・特保(自然林が天)
27	三瓶山及び周辺地域	大田市	カルデラ	三瓶火山群をとりまく花崗岩山地の陥没カルデラでほぼ円形のカルデラ壁をもつ。陥没カルデラの落差は明確ではないが、少なくとも200m以上はある。カルデラのほぼ中心は幾つかのコンを	B	国立・特 (周辺部を除く)

				もつ三瓶火山が噴出した。		
28	男三瓶	大田市	鐘状火山	二瓶火山群のつち、最も規模の大きいもので標高1,126mの鐘状火山、親三瓶と呼ばれる。角閃石黒雲母石英安山岩でウルム氷期時代の噴火によって形成された。	B~A	国立・特保 (自然林が天)
29	女三瓶	大田市	鐘状火山	女三瓶と呼ばれ、標高約957mの鐘状火山で三瓶火山群の一つ。角閃石黒雲母安山岩。親三瓶と同時代の噴火によって形成。	B	国立・特
30	子三瓶	大田市	鐘状火山	子三瓶と呼ばれ三瓶火山群の中の一つで角閃石黒雲母石英安山岩からなる鐘状火山。標高961m。	B	国立・特
31	孫三瓶	大田市	鐘状火山	孫三瓶と呼ばれる標高902mの鐘状火山で角閃石黒雲母石英安山岩からなる。三瓶火山群の一つ。	B	国立・特
32	日影山	大田市	鐘状火山	日影山を中小とする少なくとも二つ以上の鐘状火山の複合体で、三瓶火山の旧期の活動によって形成されたものである。かなり開析が進んでいる。	C	国立・特
33	浮布池	大田市	堰止湖	浮布池と呼ばれ、花嵩岩からなる谷川を三瓶火砕流がせきとめた事によって形成された湖で、三瓶火山を背景とする眺望はすぐれている。	B	国立・特
34	室の内息地獄	大田市	噴気	鳥地獄とも呼ばれる炭酸孔で、しばしば鳥のほか、ねずみ、へびなどの死体が発見される。	C	国立・保持
35	静ノ窟	大田市	海食洞	静ノ窟とも称される安山岩質火砕岩に発達した海食洞で伝説にとむ。現世に形成されたものらしく、海面すれすれの高さにある。	C	
36	高山	温泉津町 仁摩町	鐘状火山	499mの高山を中心とするもので大江高山火山群の山峰の一つ。石英安山岩からなる。洪積世初期の火山。	B	
37	大江高山	大田市	鐘状火山	808mの大江高山を中心とするもので、かなり開析されてはいるが鐘状火山としての地形を残す。石英安山岩からなる洪積世初頭の火山。大江高山火山群の中心的火山。	B	
38	矢滝城山	温泉津町	鐘状火山	矢滝城山を中心とする大江高山火山群	C	

				の一つ。かなり開析されている。		
39	三子山	温泉津町	鐘状火山	三子山といわれ、三つの山峰に分かれている。地形的には、やや開析されている。大江高山火山群の一つ。	C	
40		温泉津町荻村	鐘状火山	603mの山峰を中心とする大江高山火山群の一つ。	C	
41		温泉津町西田	鐘状火山	約500mの山峰を中心とする大江高山火山群の一つ。	C	
42		温泉津町西田	鐘状火山	546mの山峰を中心とする大江高山火山群の一つ。	C	
43	櫛島及び周辺地域	温泉津町	波食台地	火山砕屑岩類から波食台が美しく発達し、教材としてもその価値は高い。単なる波食台なのか、多少の隆起海岸としての性格をもつものか検討を要するが、後者の可能性も残される。	B	
44	琴ヶ浜	仁摩町	鉱物鳴砂	90%以上の石英砂からなる現世の砂質海岸で、砂浜を歩くか砂に衝撃を与えることによって独特な振動音を発生し、古来「琴ヶ浜」と呼ばれて来た。海流、波浪の特殊な作用によって砂粒の形状などがそのような音を発生する原因をつくったらしい。	A	
45		瑞穂町、旭町（天狗石山、三ツ石山、阿佐山丸瀬山一帯）	準平原遺物	県境から島根県側に突出する標高約900m以上の平坦面で中生代酸性火山砕屑岩からなる。中国地方高位平坦面の遺物。	C	国定・特 (丸瀬山を除く)
46	半田浜	江津市	砂丘	半田浜と呼ばれ、やや海岸から内陸部に入ったところに位置する。鮮新～洪積統の都野津層をおおって堆積したものである。	C	
47		江津市波子町及び浜田市久代町	砂丘	都野津層をおおって堆積した砂丘であって比較的珪酸分にとむ。近年珪砂材料として乱掘されている。	C	
48	畳ヶ浦	浜田市	波食台地 化石産地	新第三紀中新統砂岩からなる隆起波食台地が海面上約1mに広く発達する。明治5年の浜田沖地震で隆起したものとみられる。砂岩中には著しく含化石団塊（ノジュール）が発達し <i>Turritella fo</i> <i>rtilirata kadonsawaeusis OTUKA</i> など	A	県立・特 天

				少なくとも23種以上の海棲化石を産する。		
49	浜田海岸	浜田市	海食地形	全体として美しいリアス式海岸を形成し、瀬戸ヶ島の水道や外ノ浦湾などは明らかに潮れ谷としての地形をよく残している。また海食崖が多数見られ、特に万年が鼻は少なくとも50mに達する海食崖である。波食台、海食洞もよく発達するなど全体に海食地形としての材料は多い。第三紀火山岩にみられる岩石の色との調和が特に美しい。ここでも明治5年の浜田地震の地形への影響は無視出来ない。	B	県立・特
50		浜田市長浜町（大崎一帯）	海食地形	海食崖、波食台などが第三紀火山岩類に形成されている。	C	
51		浜田市（塚ヶ原山一帯）	溶岩台地 鉱物露頭	霞石玄武岩の溶岩台地で標高約100mの平坦面。新第三紀末頃の噴火によって形成され開析がかなり進んでいる。霞石が造岩鉱物として含まれるほか、時に岩漿水を含むことによっても珍しい岩体である。	B	
52	大佐山 鷹ノ巣山	金城町	準平原遺物	県境にまたがる大佐山、鷹ノ巣山は中心に展開する準平原遺物で標高約800m以上の平坦面である。中生代酸性火山砕屑岩からなる。中国地方高位平坦面の一部。	B	国定・特
53	弥畝山	金城町	準平原遺物	弥畝山々塊の平坦面で標高900m以上の酸性火山砕屑岩からなる中国地方高位平坦面の一部。	C	
54	雲月山	金城町	準平原遺物	雲月山を中心とする標高約800m以上の中国地方高位平坦面に相当する準平原遺物で閃緑岩などからなる。	C	国定・特
55		三隅町井野	岩物・鉱物	かんらん岩捕かく岩を多量に含む玄武岩である。かんらん岩はマントル物質と思われ、玄武岩の成因を考えるうえで学術上の価値が高い。	A	
56	奥匹見峡	匹見町道川	峡谷	奥匹見峡と呼ばれ、NW-SE方向の断層に沿って高位平坦面に食いこむ断層谷の一種で、谷壁の露岩は中生代酸性火山	B	国定・特

				碎屑岩である。		
57	表匹見峽	匹見町道川	峡谷	表匹見峽と呼ばれNW-SEとNE-SWの両方向の断層線に沿いながら流路を変換して蛇行をくりかえし、小規模な淵、谷壁の露岩（中生代酸性火山碎屑岩）など、流路に沿う植生の調和が特に美しい。	B	国定・特保
58	裏匹見峽	匹見町匹見	峡谷	裏匹見峽と呼ばれ、NE-SWの断層に沿って蛇行をくりかえし、流路に沿って小規模な淵や奇岩（中生代酸性火山碎屑岩…溶結凝灰岩が多い）が見られ植生との美しい調和をえがく。	B	国定・特保
59		匹見町（恐羅漢山～奥匹見峽～山綾部）	準平原遺物	県境にまたがる中国地方高位平坦面の遺物であって標高約1000m以上附近に見られる平坦面。	B	国定・特
60	岩倉山	匹見町	準平原遺物	岩倉山を中心に標高1000m附近に残存する中国地方高位平坦面の一部。	C	
61	恐羅漢山	匹見町	準平原遺物	県境恐羅漢山を中心として広く発達する中国地方高位平坦面の遺物であら乱標高約1000m以上に発達する。	B～A	国定・特
62	五里山	匹見町	準平原遺物	いわゆる県境五里山附近から東方に細長く延長する標高1000m附近の平坦面で中国地方高位平坦面に相当する。	C	国定・特
63	広見山	匹見町	準平原遺物	広見山附近に発達する標高1000m以上に見られる平坦面であって中国地方高位平坦面に相当するもの。	C	国定・特
64	三坂山、大神ヶ岳、赤谷山	匹見町	準平原遺物	三坂山、赤谷山附近に残る中国地方高位平坦面の一部で標高約1000m以上。	C	国定・特
65	春日山	匹見町	準平原遺物	春日山を中心に残存する中国地方高位平坦面の一部で標高900m以上。	C	
66		匹見町（額ヶ山北部地域）	準平原遺物	1100m附近に発達する平坦面で広島県側冠山山塊の平坦面に連続する。中国地方高位平坦面に対比される。	C	国定・特
67	幡琴湖	益田市高津町飯田町	堰止湖	三郡変成岩類に形成された谷の出口が砂丘砂によってせきとめられて形成された湖で蛾竜湖と呼ばれている。縄文	B	県立・特

				海進時代には 海水の浸入があったことが珪藻によっ て確 認される。周囲の山地の頂上には都野 津層 からなる平坦面が発達する。		
68		益田市高津町	砂丘	都野津層からなる丘陵をおおう砂丘で 学校用地化されている。	C	
69		益田市緑ヶ丘	砂丘	都野津層からなる丘陵をおおう砂丘で 砂の採掘が進んでいる。	C	
70		益田市若山	砂丘	都野津層からなる丘陵をおおう砂丘。	C	
71		益田市（高津川河口～益田川河口海岸）	砂丘	都野津層からなる丘陵をおおう砂丘。	C	
72	高島	益田市	海食地形	高島と呼ばれ全島は安山岩から構成され、島の周囲は大規模な海食崖によって囲まれている。そして多数の海食洞が発達し美しい景観を誇る。	B	
73		益田市（鎌手海岸）	海食地形	安山岩からなる岩石海岸で、海食崖や海岸段丘、海食洞が発達する。	C	
74		三隅町（青浦海岸）	海食地形	斑れい岩、閃緑岩、花崗岩からなる複合岩体の岩石海岸で特に海食崖の発達が美しく釣場としても知られている。	C	
75	大島	三隅町	海食地形	海食崖など海食地形の発達が美しい。	C	
76		二隅町（古湊海岸）	海食地形	粘板岩特有の海食地形、特に片理に沿う浸食地形が美しい。	C	
77		二隅町（折居海岸）	海食地形	粘板岩からなる海食崖や一部海食洞の発達が美しい。	C	
78		三隅町（須津西部海岸）	岩石露頭	斑れい岩、閃緑岩、石英閃緑岩、花崗閃緑岩、花崗岩、アプライトと岩石学上の深成岩に含まれるものが一つの岩体中に分化しており、さらに酸性岩による塩基性岩の捕獲現象が著しく発達し、この意味における学術上の資料として極めて重要なフィールドといえる。	B	
79	大魚溪	日原町	溪流、淵	中生代火山砕屑岩がNW-SE方向の流路からNE-SW方向の流路に急変する位置に淵が形成され周囲の露岩、紅葉、新緑と調和して美しい景観を呈する。流	B	

				路の変換は断層に支配される。		
80	地倉山	津和野町	鐘状火山	中生代火山砕屑岩上に噴出した第四紀火山で青野山火山群の一つ。	B	県立・特
81	鍋山	津和野町鍋山	鐘状火山	中生代火山砕屑岩上に噴出した第四紀火山で青野山火山群の一つ。	B	
82	青野山	津和野町	鐘状火山	青野山と呼び、標高907mの典型的な鐘状火山で、中生代火山砕屑岩上に噴出した角閃石安山岩からなる火山である。青野山火山群の代表的なものである。	A	県立・特
83	野坂山	津和野町	鐘状火山	県境にまたがる青野山火山群の一つで角閃石安山岩からなる。	B	
84	盛太ヶ岳	六日市町		地形的にはやや浸食された鐘状火山で、青野山火山群に属するものである。	C	
85	安蔵寺山	匹見町	準平原遺物	標高1,263.2mの安蔵寺山頂附近に展開する平坦な地形で中国地方高位平坦面に対比される。	B	国定・特
86		柿木村（福川川、椈谷溪谷）	溪流	中生代火山砕屑岩と中生代閃門層群からなる地帯を流れる溪流で岩質による選択浸食の影響や断層など支配されて流れる美しい溪流である。	C	
87		津和野町（青野山北麓）	風穴	青野山溶岩の崖錐堆積物から流出する4℃の気流。	C	県立・特
88		津和野町（青野山北麓）	風穴	青野山溶岩の不規則な亀裂から流出する4℃の気流。	C	県立・特
89	油井ノ池	都万村	カルデラ	成因的にも不明の点が多いが、鮮新世火山のカルデラらしい地形を認める事が出来る。カルデラ壁らしいものはアルカリ流紋岩で、この地形をこの地方では油井ノ池と称している。常時その中心に水をたたえている。	B	国定・特
90	国賀海岸	西ノ島町	断崖	国賀海岸と呼ばれ、場所によっては高さ100m以上の断崖が連続し、多くの海食洞が発達する。主として玄武岩溶岩からなり、全体としての海食地形の景観は第一級のものであろう。	A	国立・特保名大
91	知夫赤壁	知夫村	断崖	知夫赤壁と呼ばれ、全体としては、主として玄武岩溶岩からなるが、中には赤色化した玄武岩溶岩がはさまれ、この名がある。場所によっては高さ100m	B	国立・特保名大



				以上の断崖がある。		
92		西ノ島町（三 度北西海岸）	断崖	玄武岩の断崖で高さ100m以上の断崖が 続く。	C	国立・特保
93		西ノ島町（三 度南西海岸）	断崖	玄武岩の断崖で高さ100m以上の断崖が 運続する。	C	国立・特

[凡例]

(評価)

- ・ A 全国レベルで貴重なもの
- ・ B 地方レベル //
- ・ C 県レベル //

(指定状況)

- ・ 国立 国立公園
- ・ 国定 国定公園
- ・ 県立 県立自然公園
- ・ 天 天然記念物
- ・ 名 名勝
- ・ 名天 名勝及び天然記念物
- ・ 特保 特別保護地区
- ・ 特 特別地区
- ・ 特天 特別天然記念物

9. “みんなで作る身近な自然観察路” 選定地域

番号	選定観察路（所在地）	活動団体	活動内容
1	法田美保の北浦自然観察路 （美保関町北浦）	美保関町	年1～2回程度自然観察会、清掃活動実施
2	青野山探勝路 （津和野町）	津和野町	登山道、自然歩道の草刈り
3	朝山森林公園自然観察路 （出雲市朝山町）	出雲市	自然観察会の実施、毎年7月に地元の小学生が鳥の巣箱を設置
4	法吉北部地区自然観察路 （松江市法吉町）	法吉、白鹿、真山の 自然と文化を育む会	白鹿山・真山の登山道整備、毎年5月、真山をきれいに する運動を実施
5	竜頭ヶ滝探勝路 （桜江町）	桜江町	自然観察会、清掃活動実施
6	みと自然の森自然観察路 （美都町大字都茂）	みと自然の森管理組 合	毎年150～500人規模の森林浴会、5月に自然の森祭、4～9 月にかけて随時遊歩道の清掃活動を実施
7	四つ山探勝路 （美都町大字仙道）	東仙道四つ山保存会	毎年8月に清掃活動実施、四つ山祭で広報
8	月山・太鼓壇自然観察路 （広瀬町富田）	広瀬町観光協会	毎年2回の清掃活動実施
9	志都岩屋弥山探勝路 （瑞穂町）	瑞穂町 （志都岩屋景勝保存 会）	毎年5回清掃活動、毎年4月上旬「志都スプリングカーニ バル」で自然観察会
10	ふるさと体験村松ヶ谷自然観 察路（弥栄村三里）	ふるさと弥栄振興公 社	自然観察路、森林浴・観察コースとしてPR、体験村祭で も地元民に活用される、年2回の清掃活動
11	日和今原盆地自然観察路 （石見町大字日和）	日和フロンティア会	夏を中心に清掃活動、自然観察会を実施
12	寺谷自然観察路（小松地小学 校周辺）（邑智町大字惣森）	小松地小学校PTA	野鳥観察会、自然観察会、清掃活動実施、冊子「小松地 探険物語」発行
13	真砂自然観察路 （益田市）	真砂地区活性化対策 協議会	遊歩道整備、夏の観察会、ウォークラリー自然観察会
14	大滝自然観察路 （仁多町大字上阿井福原）	鯛の巣の自然を守る 会	観察路草刈り、自然観察会
15	井原深篠川冠山探勝路 （石見町大字井原）	石見町断魚自治会	年2回程度の清掃活動、1回程度の自然観察会実施
16	鱒淵ふるさとのみち自然観察 路（平田市別所町）	鱒淵寺を美しくする 会	自然観察会実施、年9回の清掃活動実施
17	赤城の森自然観察路 （川本町大字川本）	ぐるーぶ遊朴民	年2～3回の清掃活動、観察路整備
18	原山（山麓）探勝路 （石見町大字矢上）	原山自治会青年部	自然観察会、観察路の清掃活動を年1回実施

19	みほの岬自然観察路 (美保関町美保関)	美保関町	年2回程度の清掃活動、1回の自然観察会
20	鷹入の滝自然観察路 (伯太町大字上小竹)	伯太町	毎年「鷹入りの滝まつり」をとおして川魚の放流、滝の 広報活動実施
21	建福寺周辺自然観察路 (西郷町大字元屋)	世間桜を守る会	自然観察路整備、自然観察路、樹木の状況調査
22	天蔵滝探勝路 (石見町大字井原)	天蔵滝紅葉の会	清掃活動、自然観察会実施
23	ふるさと体験村冒険の森・野 鳥の森自然観察路(弥栄村大 字三里)	ふるさと弥栄振興協 会	年2回の清掃活動実施、体験村への客が春から夏にかけて 多く利用
24	鳶ヶ巣城址自然探勝路 (出雲市東林木町、西林木町)	鳶ヶ巣明るいまちづ くり協議会	登山道清掃活動実施
25	天平古道自然観察路(出雲市 失尾町、日下町)	高浜地区公民館実施 委員会	自然観察会を実施・月1~2回の観察路の清掃
26	京羅木(山麓)探勝路 (東出雲町上意東)	いしずえの会	清掃活動、京羅木観音祭での利用
27	浅利富士山麓探勝路 (江津市松川町太田)	江津市	季節毎の自然観察会、歩道整備、清掃作業
28	門谷林間地自然観察路 (石見町大字中野)	おにの木戸自然会	年1, 2回の自然観察会、清掃活動実施
29	丸山城森林浴公園自然観察路 (川本町大字田窪)	三原丸山草創会	ウォークラリー実施、ショウブ園の整備
30	大江高山自然観察路 (大田市大代町新屋)	大代高山会	自然観察路整備
31	しがく経塚自然観察路 (大田市三瓶町志学)	しがくフラワーロー ドの会	清掃活動、現地研修会、花壇手入れ
32	大人山探勝路 (仁多町大字八代)	大人山を守る会	雪解け後の被害状況視察、遊歩道の整備
33	かみくの桃源郷長谷川自然観 察路(大東町上久野)	大東町	川に生息する生物観察のための案内パンフレット作成、 観察路の笹、雑木伐採
34	霊山寺自然観察路 (大社町大字堯堪)	霊山寺公園整備委員 会	自然観察路整備、巣箱設置、年2回自然に親しむ集い開催、 地区内外にPR
35	夫婦滝自然観察路 (弥栄村大字程原)	程原自治会	自然観察や散策のための管理
36	玉峰山探勝路 (仁多町大字亀嵩)	自然観察を楽しむ会	名札取付、道標整備
37	福田山野草の森自然観察路 (赤来町大字下赤名)	福田グリーンクラブ	パンフレット作成(自然教育に活用)、自然散策路整備
38	伊秩やすらぎの森自然観察路	佐田町冒険クラブ	自然観察会実施

	(佐田町大字一窪田)		
39	莊厳寺山探勝路 (大社町大字遙堪)	莊厳寺不老山公園開 発会	遊歩道整備、自然観察方法等の住民へのPR
40	三郡山探勝路 (仁多町三郡山周辺)	三郡山をよみがえら せる会	自然観察路整備
41	ふるさと森林公園自然観察路 (宍道町佐々布)	(財)宍道湖西岸森 と自然財団	自然観察ゾーン、ふるさとの森ゾーンなどの整備
42	津和野町野中自然観察路(津 和野町内美)	野中里山倶楽部	毎月1回森の学校(自然観察会)を実施
43	木戸川自然散策路 (安来市安来町)	木戸川を美しくする 会	月1回の清掃実施。川沿いの花壇に草花を植えたりして、住民交 流も行う。
44	惣津海岸磯の観察地 (美保関町惣津)	惣津海岸を美しくす る会	年3回清掃。(海岸クリーン作戦)磯の観察会を実施。
45	木次のさくらトンネル (木次町木次)	健康の町木次さくら の会	年2回草刈り実施。桜、ツツジの保育管理。
46	三刀屋川の桜並木 (三刀屋町三刀屋他)	みとや川をきれいに する会	年2回清掃実施。桜並木と河川敷が一体となった公園が 憩いの場
47	吉田公園自然観察路 (吉田村吉田村)	吉田公園クラブ	年2～3回清掃を行い、自主的な維持管理活動を実施。
48	要害山自然探勝路 (仁多町三沢)	要害山を守る会	県史跡文化財としての昔のままの自然を守りながら、自 然観察の場として整備する。
49	田和山自然観察路 (松江市田和山町)	田和山を育てる会	日照条件改善のため、鬱蒼とする竹の伐採や廃材の再利 用など、里山再生が行われている。定期的に自然観察会 を実施。
50	千酌トンボ池観察地 (美保関町千酌)	いちびだんの会	休耕田を利用したトンボ池公園の整備。とんぼ池、木道、 水路、あずま屋、展望デッキ、花畑等の観察地の整備。 河川清掃、自然観察会の実施。
51	村之郷自然観察路 (大和村村之郷)	蟠龍クラブ・比之宮 フレンド	景勝地である蟠龍峡周辺を水と緑に親しむ自然公園、住 民の憩いの場として整備。年2回草刈り実施。

10. 「改訂しまねレッドデータブック」の分類群及び評価区分別の掲載種類

■評価の区分と基本概念

絶滅	本県ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種（現在の状況をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの）
Ⅱ類	絶滅の危機が増大している種（現在の状況をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられる種）
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息生育条件の変化によっては、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）
情報不足	評価するだけの情報が不足している種

■掲載種数

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧		小計	準絶滅危惧	情報不足	合計	
		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類					
動物	哺乳類	4	1	2	3	9	4	20
	鳥類	1	9	17	26	26	22	75
	両生類			3	3	6		9
	爬虫類				0	4		4
	汽水・淡水魚類	1	3	9	12	6	3	22
	昆虫類		32	33	65	102	119	286
	クモ類		1		1	2	9	12
	甲殻類			1	1		6	7
	陸・淡水産貝類		4	8	12	18	4	34
	サンゴ類				0	3		3
	淡水海綿類				0	2	1	3
	動物小計	6	50	73	123	178	168	475
植物	維管束植物	3	82	125	207	111	18	339
	蘚苔類		4	1	5	3		8
	藻類			1	1			1
	地衣類		5	1	6			6
	菌類		5	2	7			7
植物小計	3	96	130	226	114	18	361	
合計	9	146	203	349	292	186	836	

## 11. 島根の名水

県内に多くの形態で存在する身近な水環境について、その再発見に努め、広く県民に紹介し、水質保全への認識を深め、併せて優良な水環境を積極的に保護する等、今後の水質保全行政の進展に資することを目的として、「島根の名水」を百カ所程度を選定することとし、第1次分として昭和60年6月に30カ所を選定し、昭和61年3月残りを選定しました。

これは、市町村から推薦があったもの、県が調査したもの並びに国、県の史跡、名勝及び天然記念物のいずれかに指定されているもののうちから、

①一般の人々が容易に接近し、親しめる。

②周辺環境が保全されている。

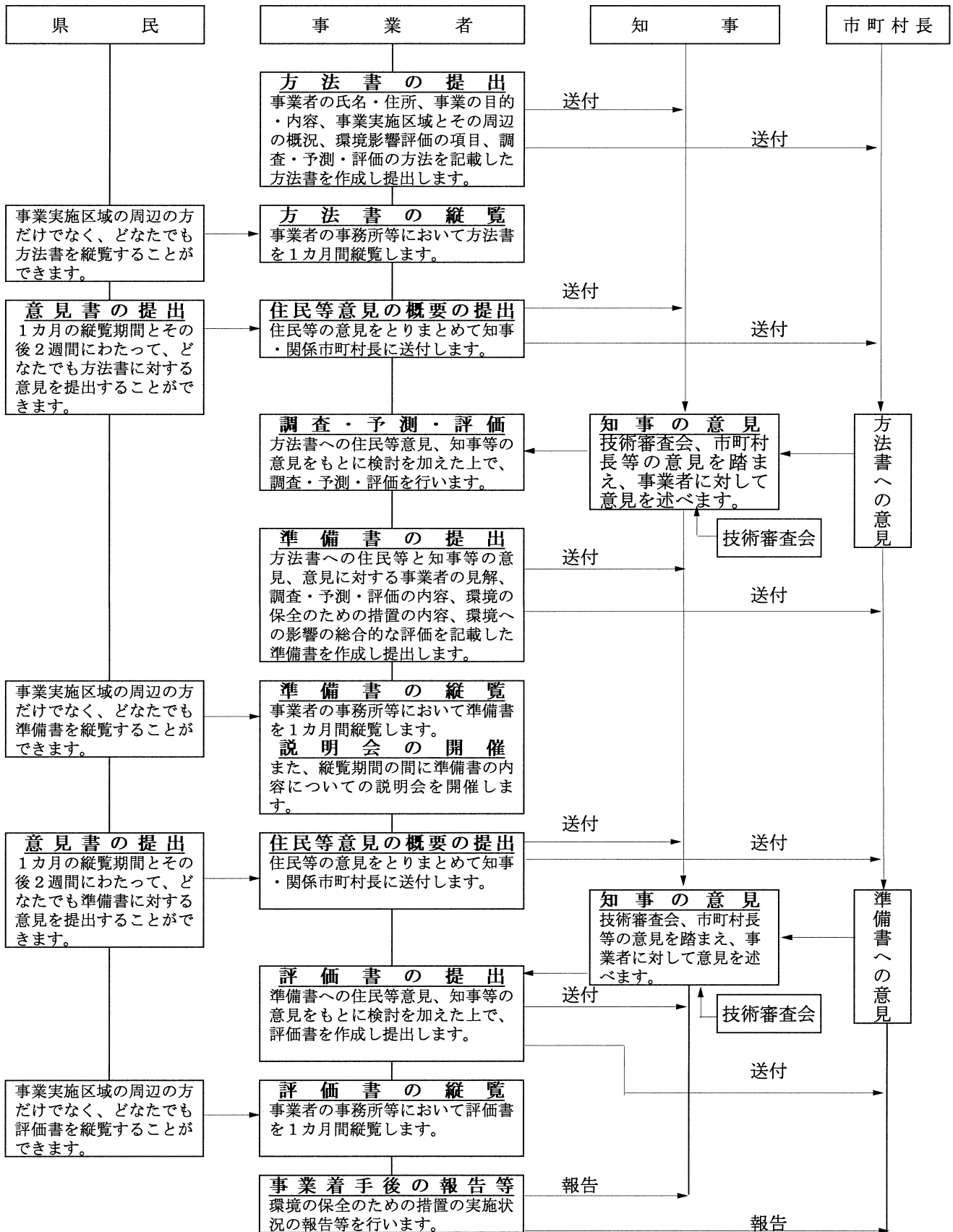
③感覚的に清水と認められる。

の三つの全てに該当することを必須条件とし、A－くらしの清水、B－ふるさとの滝、C－ふるさとの清流、D－歴史の泉の四形態に分けて選定したものです。

<b>A くらしの清水 (29カ所)</b>		洞簫ヶ滝	(邑智町)
日無水	(松江市)	自然回帰水	(羽須美村)
大井の池	(松江市)	滝ヶ谷	(瑞穂町)
乗相院の水	(安来市)	常磐の清水	(金城町)
延命水	(横田町)	鬼の木戸の水	(石見町)
福寿泉	(佐田町)	三階山こりかけの水	(浜田市)
真名井の清水	(大社町)	白糸の滝	(津和野町)
かなびしゃく井戸(清水の水神さん)	(温泉津町)	幣池湧水	(都万村)
護清の井戸	(桜江町)	河井湧水群	(知夫村)
壇境の滝湧水	(都万村)		
天川の水	(海士町)	<b>B ふるさとの滝 (23カ所)</b>	
石橋の水	(松江市)	玉峰山の滝群	(仁多町)
茶の湯の水	(松江市)	鳥上の滝	(横田町)
佐水	(松江市)	矢入大滝	(吉田村)
意宇の水源	(八雲村)	浮浪の滝	(平田市)
光明水	(加茂町)	観音滝	(桜江町)
三瓶山湧水群	(頓原町)	竜頭ヶ滝	(桜江町)
	(大田市)	枕が滝	(桜江町)
琴引山湧水群	(頓原町)	那智の滝	(五箇村)
浜山湧水群	(出雲市)	御手洗の滝	(島根町)
無上泉(猿渡りの水)	(佐田町)	鷹入の滝	(伯太町)
砂水の鎮神川	(仁摩町)	雲見の滝	(三刀屋町)

瀧頭ヶ滝	(掛合町)	滝水菜の植生水域(小田川)	(赤来町)
八重滝	(掛合町)	中村川荷揚谷	(西郷町)
芦谷の滝	(出雲市)	春日川	(布施村)
赤馬滝	(瑞穂町)		
三滝観音	(瑞穂町)	<b>D 歴史の泉 (28カ所)</b>	
千丈溪	(桜江町)	鏡の池	(松江市)
	(石見町)	高清水	(東出雲町)
二の滝	(浜田市)	関加水	(安来市)
岩瀧寺の滝	(江津市)	御符井戸	(大東町)
石木戸の滝	(三隅町)	御井	(斐川町)
雄滝雌滝	(日原町)	塩井の水	(佐田町)
深浦の滝	(五箇村)	三百水	(大田市)
都万の那智の滝	(都万村)	宮島さんの水	(大田市)
		志都の岩屋の薬水	(瑞穂町)
<b>C ふるさとの清流 (20カ所)</b>		一本杉の湧水	(六日市町)
双川峡	(美都町)	美人水	(松江市)
匹見峡	(匹見町)	波入りの湧水	(八束町)
鬼の舌震い	(仁多町)	片句大師堂の清水	(鹿島町)
芦屋峡	(吉田村)	岩屋寺の滝	(宍道町)
大万木山の湧水群(大万木百年木)	(頓原町)	お茶の水井戸	(広瀬町)
奥三瓶峡(下谷の滝)	(大田市)	舞の前の古井	(木次町)
幡流峡	(大和村)	三津池	(仁多町)
大谷	(大和村)	五綱泉	(横田町)
断魚溪	(石見町)	熊見谷の滝(おたれさん)	(出雲市)
石南峡	(浜田市)	蛇池	(湖陵町)
小猿の滝	(金城町)	槇が壺	(多岐町)
旭峡	(旭町)	大寺川の岩水	(仁摩町)
松ヶ谷溪谷	(弥栄村)	仙岩寺の石清水	(川本町)
	(益田市)	金亀水(あやめヶ池)	(羽須美村)
高津川 中流～下流	(六日市町)	清水池	(羽須美村)
	(日原町)	御所の池	(浜田市)
	(柿木村)	不動さんの水	(江津市)
椈谷溪谷	(柿木村)	金光寺山の霊水	(海士町)
南谷溪谷	(津和野町)		
長瀬峡の清流	(六日市町)		

12. 島根県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続の流れ





### (3) 環境影響評価条例で扱う環境要素の範囲

#### I 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

##### ◎ 大気汚染

○大気質    ○騒音    ○振動    ○悪臭    ○その他

##### ◎ 水環境

○水質    ○底質    ○地下水    ○その他

##### ◎ 土壌環境・その他の環境

○地形・地質    ○地盤    ○土壌    ○その他

#### II 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

◎ 植物    ◎ 動物    ◎ 生態系

#### III 人と自然との豊かな触れ合い

◎ 景観    ◎ 触れ合いの活動の場

#### IV 環境への負荷

○廃棄物等    ○温室効果ガス等

### 13. 水質環境基準

水質環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づいて定められており、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）とがあります。

#### 1. 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

健康項目は、カドミウム、シアンなど有害物質26項目について、全ての公共用水域に一律に適用されます。

表11-1 有害物質に関する環境基準

項目	基準値(mg/l)	項目	基準値(mg/l)	項目	基準値(mg/l)
カドミウム	0.01 以下	四塩化炭素	0.002 以下	チウラム	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	シマジン	0.003 以下
鉛	0.01 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	チオベンカルブ	0.02 以下
六価クロム	0.05 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ベンゼン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	セレン	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 以下	ふっ素	0.8 以下
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01 以下	ほう素	1 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下		

備考) 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用されません。

#### 2. 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

生活環境項目は生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）など10項目について、河川、湖沼及び海域の別に類型が定められており、利水目的や水生生物の生息状況等に応じて、特定の水域に類型当てはめ（類型指定）することで、基準を設定します。

以下、表11-2に県内の公共用水域の環境基準類型指定状況を示します。また、その基準値を表11-3から11-5に示します。

表11-2 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況

区分	水系	水域名	該当類型	達成期間	告示年月日
河川	浜田川	浜田川上流（浜田市黒川町転倒堰より上流）	河川AA	イ	昭和48年 1月 9日
		浜田川下流（浜田市黒川町転倒堰より下流）	河川A	ロ	〃
	江の川	江の川（全域）	河川A	イ	昭和48年 3月 31日
	斐伊川	斐伊川（斐伊川水系の斐伊川本川）	河川AA	ロ	昭和48年 6月 29日
		朝酌川（斐伊川水系の朝酌川）	河川B	ロ	平成 7年 3月 24日
		山居川（斐伊川水系の山居川）	河川D	ハ	〃
		馬橋川（斐伊川水系の馬橋川）	河川C	イ	〃
		忌部川上流（斐伊川水系の忌部川（千本貯水池堰堤より上流））	河川AA	イ	〃
		忌部川下流（斐伊川水系の忌部川（千本貯水池堰堤より下流））	河川A	ロ	〃
		平田船川上流（斐伊川水系の平田船川（藪崎橋より上流））	河川A	イ	〃
		平田船川下流（斐伊川水系の平田船川（藪崎橋より下流））	河川A	ハ	〃
		湯谷川上流（斐伊川水系の湯谷川（本田橋より上流））	河川A	ロ	〃
		湯谷川下流（斐伊川水系の湯谷川（本田橋より下流））	河川A	ハ	〃
	益田川	益田川上流（新橋より上流）	河川AA	ロ	昭和49年 4月 12日
		益田川中流（新橋より吉田橋まで）	河川A	ロ	〃
		益田川下流（吉田橋より下流）	河川C	ロ	〃
	高津川	高津川上流（飯田吊橋より上流）	河川AA	ロ	昭和49年 4月 12日
		高津川下流（飯田吊橋より下流）	河川A	ロ	〃
	神戸川	神戸川上流（稗原川合流点より上流）	河川AA	ロ	昭和50年 4月 11日
神戸川下流（稗原川合流点より下流）		河川A	ロ	〃	
静岡川	静岡川	河川A	ロ	昭和51年 6月 11日	
湖沼	中海	中海（斐伊川水系の中海（境水道を含む））	湖沼A	ロ	昭和47年10月 31日
			湖沼Ⅲ	ニ	昭和61年 4月 1日
	宍道湖	宍道湖（斐伊川水系の宍道湖（大橋川を含む））	湖沼A	ロ	昭和48年 6月 29日
			湖沼Ⅲ	ニ	昭和61年 4月 1日
	神西湖	神西湖	湖沼B	ニ	平成 5年 6月 8日
			湖沼Ⅳ	ニ	〃
海域	浜田川河口海域	海域A	ロ	昭和48年 1月 9日	
	美保湾	海域A	ロ	昭和48年 3月 20日	
	江の川河口海域	海域A	ロ	昭和50年 4月 11日	
	北浦海水浴場水域	海域A	イ	昭和54年 6月 8日	
	古浦海水浴場水域	海域A	イ	〃	
	おわし海水浴場水域	海域A	イ	〃	
	波子海水浴場水域	海域A	イ	〃	
	国府海水浴場水域	海域A	イ	〃	
	田の浦海水浴場水域	海域A	イ	〃	
	持石海水浴場水域	海域A	イ	〃	

達成期間

- イ 直ちに達成
- ロ 5年以内で可及的速やかに達成
- ハ 5年を越える期間で可及的速やかに達成
- ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

表11-3 生活環境の保全に関する環境基準（河川(湖沼を除く)）

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イ ン濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/l)	浮遊物質 量 (SS) (mg/l)	溶存酸素量 (DO) (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
AA	・水道1級 ・自然環境保全 ・A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5 以上	50以下
A	・水道2級 ・水産1級 ・水浴 ・B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5 以上	1,000 以下
B	・水道3級 ・水産2級 ・C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000 以下
C	・水産3級 ・工業用水1級 ・D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	
D	・工業用水2級 ・農業用水 ・Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	
E	・工業用水3級 ・環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ゴミ等の浮遊が 認められないこと	2以上	

(イ)

項目 類型	水生生物の 生息状況の 適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/l)
生物A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物 A欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔 の生育場として特に保全が 必要な水域	0.03以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物 B欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔 の生育場として特に保全が 必要な水域	0.03以下

表11-4 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イ ン濃度 (PH)	化学的 酸素要求量 (COD) (mg/l)	浮遊物質 量 (SS) (mg/l)	溶存酸素量 (DO) (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
AA	・水道1級 ・水産1級 ・自然環境保全 ・A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	1以下	7.5 以上	50以下
A	・水道2、3級 ・水産2級 ・水浴 ・B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	5以下	7.5 以上	1,000 以下
B	・水産3級 ・工業用水1級 ・農業用水 ・Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	15以下	5以上	
C	・工業用水2級 ・環境保全	6.0以上 8.5以下	8以下	ゴミ等の浮遊が 認められないこと	2以上	

(イ)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値	
		全窒素 (T-N) (mg/l)	全りん (T-P) (mg/l)
I	・自然環境保全 ・II以下の欄に掲げるもの	0.1以下	0.005以下
II	・水道1、2、3級(特殊なものを除く) ・水産1種 ・水浴 ・III以下の欄に掲げるもの	0.2以下	0.01以下
III	・水道3級(特殊なもの) ・IV以下の欄に掲げるもの	0.4以下	0.03以下
IV	・水産2種 ・Vの欄に掲げるもの	0.6以下	0.05以下
V	・水産3種 ・工業用水 ・農業用水 ・環境保全	1以下	0.1以下

(ウ)

項目 類型	水生生物の 生息状況の 適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/l)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物A欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物B欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

表11-5 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)	溶存酸素量 (DO) 8mg/l	大腸菌群数 (MPN/100ml)	ノルマルヘキサン抽出物質等 (油分等)
A	・水産1級 ・水浴 ・自然環境保全 ・B以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
B	・水産2級 ・工業用水 ・Cの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上		検出されないこと
C	・環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上		

(イ)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値	
		全窒素 (T-N) (mg/l)	全りん (T-P) (mg/l)
I	・自然環境保全 ・Ⅱ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2 以下	0.02 以下
II	・水産1種 ・水浴 ・Ⅲ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3 以下	0.03 以下
III	・水産2種 ・Ⅳの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6 以下	0.05 以下
IV	・水産3種 ・工業用水 ・生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

(ウ)

項目 類型	水生生物の 生息状況の 適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/l)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下

表11-6 利水目的の区分

利水区分	利水目的	
水道用水	・水道1級	ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
	・水道2級	沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
	・水道3級	前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
工業用水	・工業用水1級	沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
	・工業用水2級	薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
	・工業用水3級	特殊の浄水操作を行うもの
水産用水	・水産1級(河川)	ヤマメ、イワナ等の水産生物用並びに水産2級、水産3級の水産生物用
	・水産1級(湖沼)	ヒメマス等の水産生物用並びに水産2級、水産3級の水産生物用
	・水産1級(海域)	マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
	・水産2級(河川・湖沼)	サケ科魚類及びアユ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用
	・水産2級(海域)	ボラ、ノリ等の水産生物用
	・水産3級(河川・湖沼)	コイ、フナ等の水産生物用
	・水産1種(湖沼)	サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種、水産3種の水産生物用
	・水産1種(海域)	底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
	・水産2種(湖沼)	ワカサギ等の水産生物用及び水産3の水産生物用
	・水産2種(海域)	一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
	・水産3種(湖沼)	コイ、フナ等の水産生物用
	・水産3種(海域)	汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
その他	・水浴	
	・農業用水	
	・自然環境保全	自然探勝等の環境保全
	・環境保全	日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
	・生物生息環境保全	年間を通して底生生物が生息できる限度

## 14. 水質汚濁に係る排水基準の概要

排水基準には、水質汚濁防止法により全国一律に定められた基準（一律基準）と、島根県が地域環境を保全するため、独自に定めた基準（上乘せ基準）とがあります。

また、中海・宍道湖は湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づく指定湖沼であるため、法に基づく汚濁負荷量規制が実施されています。

### 1. 規制対象事業場

水質汚濁防止法または島根県公害防止条例で定める特定施設を有する事業場（特定事業場）が、規制の対象となっています。

### 2. 法に基づく一律基準

一律基準には、すべての特定事業場に適用される有害物質に係る基準（表12-1）と、事業場全体での一日の平均排出水量が50立方メートル以上の特定事業場に適用される生活環境項目に係る基準（表12-2）とがあります。

表12-1 有害物質に係る基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物（パリン、メチルパリン、メチルパリン、メチルパリン）	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びその化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	抽出されないこと
PCB	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	10(230)mg/l
ふっ素及びその化合物	8(15) mg/l
アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	100 mg/l

表12-2 生活環境項目に係る基準

項目		許容限度
水素イオン濃度（PH）	海域以外に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物学的酸素要求量（BOD）		160（日間平均 120） mg/l
化学的酸素要求量（COD）		160（日間平均 120） mg/l
浮遊物質（SS）		200（日間平均 150） mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）		5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）		30 mg/l
フェノール類含有量		5 mg/l
銅含有量		3 mg/l
亜鉛含有量		5 mg/l
溶解性鉄含有量		10 mg/l
溶解性マンガン含有量		10 mg/l
クロム含有量		2 mg/l
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量（T-N）		120（日間平均 60） mg/l
りん含有量（T-P）		16（日間平均 8） mg/l
備考		
1. この表に掲げる排水基準は、事業場全体での一日の平均排出水量が50立方メートル以上の特定事業場に限り適用されます。		
2. BODについての基準値は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用され、CODについての基準値は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用されます。		
3. T-N及びT-Pについての基準値は、特定の海域及び湖沼（ダム湖を含む）の関係地域（集水域）についてのみ適用されます。		

備考（有害物質に関する基準）  
 「ほう素及びその化合物」並びに「ふっ素及びその化合物」については、海域以外の公共用水域に排出されるものについては括弧外の数値、海域に排出されるものについては括弧内の数値が許容限度となる。

### 3. 上乗せ基準

上乗せ基準は、県が条例により、国の一律基準にかえてより厳しい基準を定めたものです。

上乗せ基準を定めるときには、併せて適用区域を定めませんが、島根県では以下の4区域を定めています。

- ① 県全域 …………… (表12-3)
- ② 中海・宍道湖の関係地域(集水域) …………… (表12-4及び表12-5)
- ③ 神西湖の関係地域(集水域) …………… (表12-4)
- ④ 浜田川及び浜田川河口海域の関係地域(集水域) …… (表12-6)

これらの表のうち表12-3の2の欄(大型特殊自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を設置する事業場(1を除く))は「島根県公害防止条例」によって、それ以外は「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」によって定めています。

表12-3 県全域に適用される上乗せ排水基準

特定事業場等の区分	適用排出水量の区分 (m <sup>3</sup> )	項目及び許容限度		
		浮遊物質 (SS) (mg/l)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類) (mg/l)	
			日間平均	最大
1 大型特殊自動車分解整備事業に係る特定事業場	10以上 50未満	150	200	5
2 大型特殊自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を設置する事業場(1を除く)	10以上	150	200	5

表12-4 中海・宍道湖及び神西湖の関係地域(集水域)に適用される上乗せ排水基準

特定事業場の区分	適用排出水量の区分 (m <sup>3</sup> )	項目及び許容限度											
		水素イオン濃度 (PH)	生物学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)		化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)		浮遊物質 (SS) (mg/l)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)		大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	窒素含有量 (T-N) (mg/l)	りん含有量 (T-P) (mg/l)
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大			
1 豚房、牛房又は馬房施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	40	160	40	160	150	200	5	30	3,000	20	3
		5.8以上8.6以下	50	160	50	160	150	200	5	30	3,000	30	4
	50以上 1,000未満		40		40							20	3
			50		50							30	4
1,000以上		40		40							20	2	
		50		50							30	3	
2 畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料若しくは有機質肥料の製造業又は動植物油脂製造業に係る特定事業場	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	40	160	40	160	150	200	5	30	3,000	20	3
		5.8以上8.6以下	50	160	50	160	150	200	5	30	3,000	50	5
	50以上 1,000未満		40		40							20	3
			50		50							50	5
1,000以上		40		40							20	2	
		50		50							30	3	



表12-4 続き

特定事業場の区分	適用排出水量の区分 (m <sup>3</sup> )	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)		化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)		浮遊物質 (SS) (mg/l)		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)		大腸菌 群数 (個/ cm <sup>3</sup> )	窒素含有量 (T-N) (mg/l)	りん含有量 (T-P) (mg/l)
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大			
3 し尿処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するし尿処理施設であって、同法第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置し、便所と連結してし尿を又はし尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する施設以外のものに限る。）を設置する特定事業場	25以上 50未満	5.8以上8.6以下 5.8以上8.6以下	20	160	20	160	150	200	5	30	3,000	20	2
			30	160	30	160	150	200	5	30			
	50以上 1,000未満			20		20						20	2
				30		30							
	1,000以上			20		20						15	2
				20		20							
4 し尿処理施設（前号に規定するし尿処理施設を除く。）のみを設置する特定事業場（501人槽以上の浄化槽、農集、ゴミプラ）	25以上 50未満	5.8以上8.6以下 5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	20	4
			30	160	30	160	150	200	5	30			
	50以上 1,000未満			30		30						20	4
				30		30							
	1,000以上			20		20						15	3
				20		20							
5 下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	5.8以上8.6以下 5.8以上8.6以下	20	160	30	160	150	200	5	30	3,000	30	3
			20	160	30	160	150	200	5	30			
	50以上 5,000未満			20		30						30	3
				20		30							
	5,000以上 50,000未満			10		15						20	2
				20		30							
50,000以上			10		15						15	1	
			10		15								
6 その他の特定事業場	25以上 50未満	5.8以上8.6以下 5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	20	3
			30	160	30	160	150	200	5	30			
	50以上 1,000未満			30		30						20	3
				30		30							
	1,000以上			20		20						15	2
				20		20							

備考

- 各欄の上段は、中海・宍道湖の関係地域（集水域）にあつては昭和63年11月1日以後、神西湖の関係地域（集水域）にあつては平成7年4月1日以後に、設置の工事がなされた特定事業場に適用される基準値です。
- 各欄の下段は、中海・宍道湖の関係地域（集水域）にあつては昭和63年10月31日以前、神西湖の関係地域（集水域）にあつては平成7年3月31日以前に、設置又は設置の工事がなされていた特定事業場に適用される基準値です。
- BODについての基準値は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用され、CODについての基準値は、湖沼に排出される排出水に限って適用されます。
- 一の特定事業場が同時に他の特定事業場の区分に属する場合において、それぞれの区分につき異なる基準値が定められているときはそれらの基準値のうち最も大きな値（ゆるい基準）が適用されます。

表12-5 中海・宍道湖の関係地域（集水域）に適用される上乘せ排水基準（湖沼法関係）

特定事業場の区分	適用排出水量の区分 (m <sup>3</sup> )	項 目 及 び 許 容 限 度												
		水素イオン濃度 (PH)		生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)		化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)		浮遊物質 (SS) (mg/l)		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)		大腸菌 群数 (個/ cm <sup>3</sup> )	窒素含有量 (T-N) (mg/l)	りん含有量 (T-P) (mg/l)
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類	動植物 油脂類	日間平均	日間平均	日間平均
1 みなし指定地域特定 施設であるちゅう房施 設、洗浄施設又は入浴 施設を設置する病院 (120床～299床)	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	20	3	
		5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	25	4	
	50以上 1,000未満		30		30							20	3	
			30		30							25	4	
2 みなし指定地域特定 施設であるし尿浄化槽 のみを設置する特定事 業場 (201～500人槽)	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	60	160	60	160	150	200	5	30	3,000	50	5	
		5.8以上8.6以下	90	160	90	160	150	200	5	30	3,000	60	8	
	50以上 1,000未満		60		60							50	5	
			90		90							60	8	
	1,000以上		20		20							15	3	
			20		20							15	3	

備考

- 各欄の上段は、平成元年8月1日以後に設置の工事がなされた特定事業場に適用される基準値です。
- 各欄の下段は、平成元年7月31日以前に設置又は設置の工事がなされていた特定事業場に適用される基準値です。
- BODについての基準値は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用され、CODについての基準値は、湖沼に排出される排出水に限って適用されます。
- この表の区分に属する特定事業場が、同時に表13-4の区分に属する場合は、表13-4の基準が適用されます。

表12-6 浜田川及び浜田川河口海域の関係地域（集水域）に適用される上乘せ排水基準

特定事業場の区分	適用排出水量の区分 (m <sup>3</sup> )	水素イオン濃度 (PH)		生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)		化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)		浮遊物質 (SS) (mg/l)		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)		大腸菌 群数 (個/ cm <sup>3</sup> )
		海域以外の公 共用水域に排 出されるもの	海域に排出さ れるもの	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	日間平均
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	日間平均		
すべての特定事業場	25以上 50未満	5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120	160	120	160	150	200	5	30	3,000

備考

BODについての基準値は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用され、CODについての基準値は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用されます。

#### 4. 汚濁負荷量規制

中海・宍道湖の関係地域（集水域）には、湖沼法に基づく汚濁負荷量規制が実施されています。

##### (1) 規制対象事業場

以下の①～③すべてに該当する特定事業場を「湖沼特定事業場」と呼びます。

- ① 中海・宍道湖の関係地域（集水域）に立地する。
- ② 「特定施設」を設置する。
- ③ 事業場全体での一日の平均排出水量が50立方メートル以上である。

ただし、下水道終末処理施設、し尿処理場、地域し尿処理施設及び農業集落排水施設は除外されます。

このうち、規制基準施行日以後に、新たに立地する湖沼特定事業場及び排水量が増加する湖沼特定事業場が汚濁負荷量規制の対象となります。

##### (2) 規制基準の施行日

- ① CODについての汚濁負荷量規制 平成2年7月15日
- ② 窒素及びりんについての汚濁負荷量規制 平成7年11月1日

##### (3) 規制基準

湖沼特定事業場を表12-7のように業種区分し、さらに施行日を基準日として「新設事業場」及び「既設事業場」に分けて、それぞれ基準を決めています。

基準値は、表12-8-1のような計算式によって「排出が許容される汚濁負荷量」として求めますが、便宜的に濃度に換算して新設事業場についての一例をあげると、表12-9のようになり、排水量が多くなるほど、濃度に換算した排水基準が厳しくなる仕組みです。

表12-7 規制基準適用の業種区分

水産食品製造業等の業種	① 豚房、牛房又は馬房施設を設置する事業場 ② 畜産食品、水産食品製造業 ③ 動物系飼料若しくは有機質肥料の製造業 ④ 動植物油脂製造業
その他の業種	上記以外の業種

表12-8-1 汚濁負荷量規制基準計算式

湖沼特定事業場の区分	算式
規制基準の適用の日以後に新たに設置される湖沼特定事業場（新設事業場）	$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$
新設事業場以外の湖沼特定事業場で規制基準の適用の日以後に湖沼特定施設の設置又は構造等の変更を行うもの（既設事業場）	$L = \{ a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + C \cdot Q_0 \} \times 10^{-3}$
備考	
L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 kg/日）	
Q 排出水の量（単位 m <sup>3</sup> /日）	
Q <sub>0</sub> 規制基準の適用の際における排出水の量（単位 m <sup>3</sup> /日）	
a 及び b 係数（表13-8-2）	
C 排出水に適用される水質汚濁防止法に基づく排水基準（単位 mg/l）	

表12-8-2 a及びbの値

業種区分	COD			T-N			T-P		
	C	a値	b値	C	a値	b値	C	a値	b値
水産食料品製造業等の業種	40	47.3	0.96	20	23.6	0.96	2	2.36	0.96
	50	59.1		30	35.5		3	3.55	
				50	59.1		4	4.73	
							5	5.91	
その他の業種	20	22.7	0.97	15	17.0	0.97	2	2.27	0.97
	30	34.0		20	22.7		3	3.40	
	60	68.0		25	28.3		4	4.53	
	90	102		50	56.7		5	5.67	
	120	136		60	68.0		8	9.07	

備考 C：排水に適用される水質汚濁防止法に基づく排水基準(単位 mg/l)

表12-9 排水量ごとの規制基準値の例 (新設事業場)

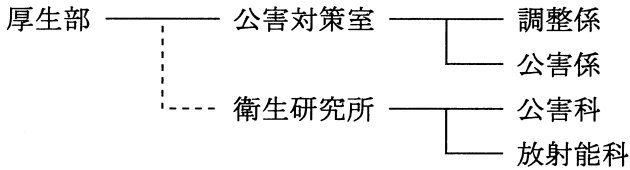
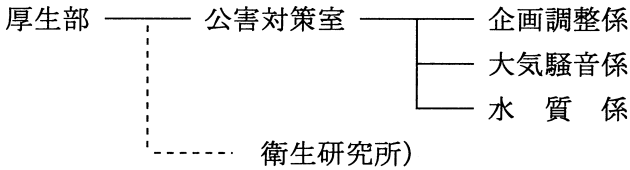
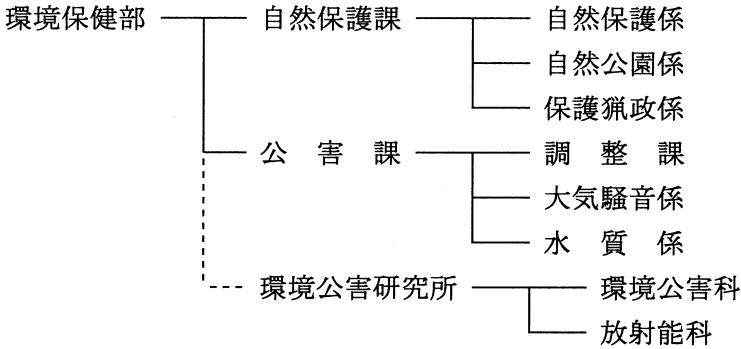
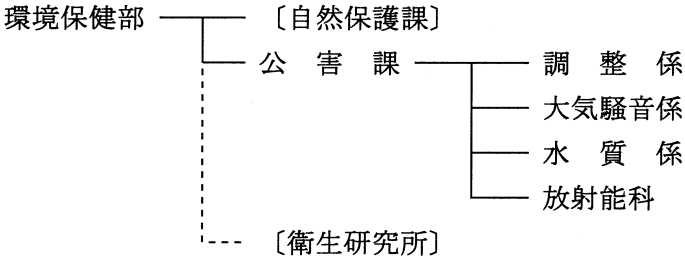
	水濁法 排水基準 (mg/l)	a値	b値	最大排水量(m³/日) (上欄) ごとの 排水基準値(mg/l) (太字)						
				65	100	200	500	1,000	2,500	
COD	水産食料品製造業等の業種	40	47.3	0.96	<b>40.0</b>	<b>39.3</b>	<b>38.3</b>	<b>36.9</b>	<b>35.9</b>	<b>34.6</b>
		50	59.1		<b>50.0</b>	<b>49.2</b>	<b>47.8</b>	<b>46.1</b>	<b>44.8</b>	<b>43.2</b>
	その他の業種	20	22.7	0.97	<b>20.0</b>	<b>19.8</b>	<b>19.4</b>	<b>18.8</b>	<b>18.5</b>	<b>18.0</b>
		30	34.0		<b>30.0</b>	<b>29.6</b>	<b>29.0</b>	<b>28.2</b>	<b>27.6</b>	<b>26.9</b>
		60	68.0		<b>60.0</b>	<b>59.2</b>	<b>58.0</b>	<b>56.4</b>	<b>55.3</b>	<b>53.8</b>
		90	102.0		<b>90.0</b>	<b>88.8</b>	<b>87.0</b>	<b>84.7</b>	<b>82.9</b>	<b>80.7</b>
	120	136.0	<b>120.0</b>	<b>118.5</b>	<b>116.0</b>	<b>112.9</b>	<b>110.5</b>	<b>107.5</b>		
T-N	水産食料品製造業等の業種	20	23.6	0.96	<b>20.0</b>	<b>19.6</b>	<b>19.1</b>	<b>18.4</b>	<b>17.9</b>	<b>17.3</b>
		30	35.5		<b>30.0</b>	<b>29.5</b>	<b>28.7</b>	<b>27.7</b>	<b>26.9</b>	<b>26.0</b>
		50	59.1		<b>50.0</b>	<b>49.2</b>	<b>47.8</b>	<b>46.1</b>	<b>44.8</b>	<b>43.2</b>
	その他の業種	15	17.0	0.97	<b>15.0</b>	<b>14.8</b>	<b>14.5</b>	<b>14.1</b>	<b>13.8</b>	<b>13.4</b>
		20	22.7		<b>20.0</b>	<b>19.8</b>	<b>19.4</b>	<b>18.8</b>	<b>18.5</b>	<b>18.0</b>
		25	28.3		<b>25.0</b>	<b>24.6</b>	<b>24.1</b>	<b>23.5</b>	<b>23.0</b>	<b>22.4</b>
	50	56.7	<b>50.0</b>	<b>49.4</b>	<b>48.4</b>	<b>47.1</b>	<b>46.1</b>	<b>44.8</b>		
	60	68.0	<b>60.0</b>	<b>59.2</b>	<b>58.0</b>	<b>56.4</b>	<b>55.3</b>	<b>53.8</b>		
T-P	水産食料品製造業等の業種	2	2.36	0.96	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>	<b>1.9</b>	<b>1.8</b>	<b>1.8</b>	<b>1.7</b>
		3	3.55		<b>3.0</b>	<b>3.0</b>	<b>2.9</b>	<b>2.8</b>	<b>2.7</b>	<b>2.6</b>
		4	4.73		<b>4.0</b>	<b>3.9</b>	<b>3.8</b>	<b>3.7</b>	<b>3.6</b>	<b>3.5</b>
		5	5.91		<b>5.0</b>	<b>4.9</b>	<b>4.8</b>	<b>4.6</b>	<b>4.5</b>	<b>4.3</b>
	その他の業種	2	2.27	0.97	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>	<b>1.9</b>	<b>1.9</b>	<b>1.8</b>	<b>1.8</b>
		3	3.40		<b>3.0</b>	<b>3.0</b>	<b>2.9</b>	<b>2.8</b>	<b>2.8</b>	<b>2.7</b>
		4	4.53		<b>4.0</b>	<b>3.9</b>	<b>3.9</b>	<b>3.8</b>	<b>3.7</b>	<b>3.6</b>
		5	5.67		<b>5.0</b>	<b>4.9</b>	<b>4.8</b>	<b>4.7</b>	<b>4.6</b>	<b>4.5</b>
					<b>8.0</b>	<b>7.9</b>	<b>7.7</b>	<b>7.5</b>	<b>7.4</b>	<b>7.2</b>

15. 県環境行政関係課（平成15年度）

部課		分掌事務
環境生活部	県民課	社会貢献活動の推進及び連絡調整に関すること。 消費者行政の連絡調整に関すること。
	景観自然課	景観対策に関すること。 自然保護の総合的な計画及び調整に関すること。 自然環境保全地域に関すること。 中国自然歩道に関すること。 自然公園に関すること。 希少野生動植物種の保存に関すること。（他課の所掌に属するものは除く。） 三版自然館に関すること。 財団法人三瓶フィールドミュージアム財団の業務運営の指導に関すること。
	環境政策課	環境保全施策の総合的な計画及び調整に関すること。 地球環境の保全に関すること。 環境保全思想の普及啓発に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。） 環境影響評価に関すること。 環境マネジメントシステムに関すること。 大気汚染、騒音、振動及び悪臭の防止に関すること。 水質汚濁の防止に関すること。 湖沼水質保全計画に関すること。 島根ふれあい環境財団21の運営に関すること。 原子力の安全対策及び防災対策に関すること。（原子力安全対策室）
	廃棄物対策課	廃棄物の適正処理に関すること。 廃棄物の減量化及び再資源化に関すること。 浄化槽に関すること。 特定建築物の衛生管理に関すること。 ねずみ（野そを除く。）及び衛生害虫に関すること。
健康福祉部	薬事衛生課	温泉に関すること。 水道及び飲料水に関すること。 環境汚染に係る健康被害に関すること。
	健康福祉センター（保健所）	温泉に関すること。 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 浄化槽に関すること。 ねずみ（野そを除く。）及び衛生害虫に関すること。 大気汚染及び水質汚濁の防止に関すること。 騒音、振動及び悪臭の防止対策の指導に関すること。 公害苦情の処理及び公害防止管理者の指導に関すること。
	保健環境科学研究所	大気汚染に関する試験及び調査研究に関すること。 騒音、振動、悪臭等に関する試験及び調査研究に関すること。 水質に関する試験及び調査研究に関すること。 温泉の分析及び調査研究に関すること。 有害化学（他科の所掌に属するものを除く。）に関する試験及び調査研究に関すること。 環境放射能の調査研究に関すること。 原子力発電所の監視調査に関すること。

16. 環境行政組織の変遷

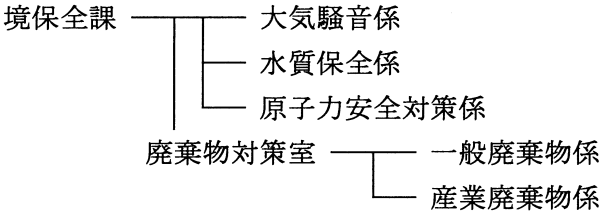
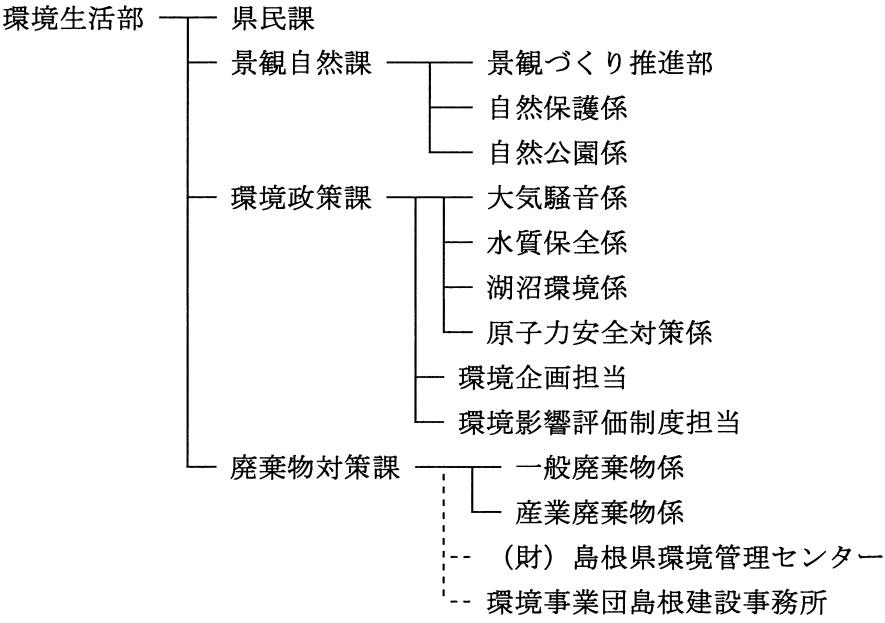
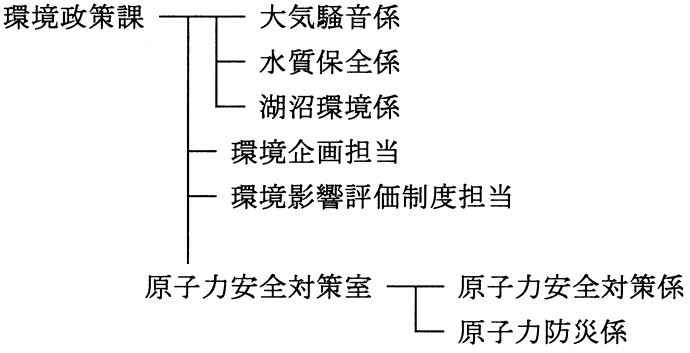
(生活環境・自然環境関係のみ)

年 月	内 容
昭 38. 8	水産商工部観光課に公園係を新設
43. 8	観光課を廃止し、観光貿易課を新設、公園係をおく
44. 4	厚生部薬務環境衛生課に公害係を新設
8	衛生研究所に公害科を新設
45. 8	厚生部に公害対策室を新設 衛生研究所に放射能課を新設
	
9	公害対策本部を設置 (昭 50 年 9 月に廃止)
11	公害審査委員候補者を委嘱 公害苦情相談員を配置 (公害対策室、10 保健所)
46. 8	公害対策室を廃止し、厚生部に環境保全課を新設
	
47. 8	部、課を改組し自然保護課を新設 衛生研究所を改組
	
48. 8	公害課に放射能係を新設
	

年 月	内 容
昭 49. 4	<p>公衆衛生課に健康情報係を新設（公害健康被害）</p> <p>自然保護課に計画係を新設</p> <p>保健所に公害係を新設し、公害関係の知事権限を保健所長に委任</p> <p>環境保健部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 公衆衛生課 — 健康情報係</li> <li>— 自然保護課 — 計 画 係 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 自然公園係</li> <li>— 保護猟政係</li> </ul> </li> <li>— [公 害 課]</li> <li>----- ( 4 保健所) ————— 衛 生 課 公 害 係</li> <li>----- 松江、出雲、浜田、益田</li> <li>----- ( 6 保健所) ————— 衛 生 課</li> <li>----- [衛生公害研究所]</li> </ul> <p>自然保護課と公害課を統合し、環境保全課を新設</p> <p>保護猟政係は農林水産部へ移行</p> <p>環境保健部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— [公衆衛生課]</li> <li>— 環境保全課 — 庶 務 係 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 自然保護係</li> <li>— 自然公園係</li> <li>— 施設整備係</li> <li>— 公害調整係</li> <li>— 大気騒音係</li> <li>— 水 質 係</li> </ul> </li> <li>----- ( 4 保健所)</li> <li>----- ( 6 保健所)</li> <li>----- [衛生公害研究所]</li> </ul> <p>保健所の係の統合により公害係を廃止し、環境公害係を新設及び衛生上の検査を行うため検査室を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 4 保健所 ————— 環 境 衛 生 課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 環 境 公 害 係</li> <li>— 検 査 室</li> </ul> </li> <li>( 6 保健所) ————— 業 務 課</li> </ul> <p>環境保全課 公害調整係を環境管理係に改編</p> <p>環境保全課 水質係を水質保全対策室に改編</p>

年 月	内 容
昭 58. 4	<p>環境保健部庶務事務集中化により庶務係を廃止し一部環境管理係を編入、施設整備係廃止</p>
平 4. 4	<p>環境保全課 環境審査係を新設</p>
5. 4	<p>組織改編により環境生活部を新設し、課、係を次のように改めた</p>
6. 2	<p>県民課 国連地球環境子供サミット担当を新設 (H8.8.31 まで)</p>
4	<p>景観自然課 環境審査係を廃止し自然保護係へ統合 公園整備係を新設</p>



年 月	内 容
平 7. 4	<p>環境保全課 廃棄物対策室を新設</p> 
8. 4	環境保全課 湖沼環境係を新設
9. 4	県民課 環境企画・県民運動担当を新設、地球環境等を担当
10. 4	景観自然課 公園整備係を自然公園係に統合
	<p>環境保全課を環境政策課と改称するとともに、廃棄物対策課を新設</p> 
12. 4	景観自然課 フィールドミュージアム担当を新設
	環境政策課 原子力安全対策室を新設
	
	廃棄物対策課 リサイクル推進係を新設
13. 4	環境政策課 化学物質対策担当を新設

年 月	内 容
平 14.4	<p>廃棄物対策課 係名の改称</p> <p>廃棄物対策課 — 資源循環係</p> <p>                          — 指導係</p> <p>                          — 施設整備係</p> <p>環境政策課 ISO 担当を新設</p>

## 17. 審議会等委員名簿

### (1) 鳥根県環境審議会委員名簿

(平成16年3月現在)

氏名	職名
◎吉川 通彦	鳥根大学 前学長
田村 達久	鳥根大学法文学部 助教授
飯野 公央	鳥根大学法文学部 助教授
妻波俊一郎	弁護士
○杉谷 藤子	県立看護短期大学 元副学長
梅林 益美	元女性100人委員会委員
藤井 幸子	益田地域環境会議委員
橋本貴美子	消費生活アドバイザー
多田 學	医師(環境保健学)
和田 敏文	商工会議所連合会 幹事長
伊藤 薫	農業協同組合中央会 専務理事
加瀬部 明	森林組合連合会 理事
土田 信子	漁協女性部連合会 会長
窪田サツエ	鳥根県連合婦人会 副会長
青木真理子	連合女性委員会 委員長
小島 博野	鳥根県小学校長会 幹事
西尾 理弘	鳥根県市長会
石倉 徳章	鳥根県町村会 会長

(◎：会長 ○：会長代理)

### (2) 鳥根県公害審査委員候補者

(平成16年3月現在)

氏名	現職	任期
大野 敏之	弁護士	H16.1.1～16.12.31
津田 和美	弁護士	〃
多田 學	医師	〃
藤田 委由	医師	H16.1.14～16.12.31
原 裕子	建築士	H16.1.1～16.12.31
田形 和敏	獣医師	〃
石川 憲司	鳥根県内水面漁場管理委員会委員	〃
田中 一彦	鳥根県農業信用基金協会専務理事	〃
宮内 肇	国立松江工業高等専門学校助教授	〃
本藤三世子	学識経験者	〃
松井 哲子	学識経験者	〃
山田 雅子	学識経験者	〃

渡部 浪子	学識経験者	〃
木村久美子	学識経験者	〃
大塚真理子	学識経験者	〃

(3) 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会委員及び顧問名簿  
(委員)

氏 名	職 名	備 考
澄 田 信 義	島 根 県 知 事	会 長
浅 野 俊 雄	島根県議会議員 (松江市選出)	
細 田 重 雄	〃 ( 〃 )	
福 田 正 明	〃 ( 〃 )	
小 室 寿 明	〃 ( 〃 )	
三 島 治	〃 ( 〃 )	
石 倉 俊 紀	〃 ( 〃 )	
尾 村 利 成	〃 ( 〃 )	
小 沢 秀 多	〃 (八束第一選出)	
青 山 善 太 郎	鹿 島 町 長	副 会 長
青 山 眞 一 郎	鹿島町議会議員	
中 村 美 登 子	鹿島町佐太地区婦人会会長	
森 脇 良 子	主 婦 (元しまね女性100人委員会委員)	
松 浦 正 敬	松 江 市 長	
石 橋 道 夫	松江市議会議員	
泉 緑	主 婦 (元しまね女性100人委員会委員)	
景 山 佳 代	主 婦 (元しまね女性100人委員会委員)	
角 田 成 功	島 根 町 長	
福 島 重 富	島根町議会議員	
喜多川 博 子	主 婦 (元島根町野井地区婦人会会長)	
高 橋 安 子	主 婦 (元島根町加賀地区婦人会会長)	
中 島 雪 夫	島根県医師会会長	
三 嶋 章 生	島根県農業協同組合中央会会長	
岸 宏	島根県漁業協同組合連合会代表理事会長	
宮 崎 伸 介	日本労働組合総連合島根県連合会副会長	
近 藤 勝	日本労働組合総連合島根県連合会自治労島根県本部委員長	
藤 原 ヒ サ ヨ	島根県連合婦人会会長	
石 崎 俊 宏	島根県連合青年団団長	
松 尾 秀 孝	島根県副知事	副 会 長
濱 田 省 司	〃 総務部長	

藤原 義光	〳	地域振興部長	
永田 伸二	〳	健康福祉部長	
法正 良一	〳	農林水産部長	
関 龍太郎	〳	保健環境科学研究所長	
岡田 尚久	〳	松江健康福祉センター所長	

(顧問)

職名	氏名	備考
阿部史朗	放射線医学総合研究所名誉研究員	
岡 芳明	東京大学大学院工学系研究科教授	
北垣 一	島根医科大学医学部教授	
草間朋子	大分県立看護科学大学長	
鈴木 讓	放射線医学総合研究所名誉研究員	
野田泰稔	島根大学総合理工学部教授	
吉川榮和	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授	

(4) 島根県自然環境保全審議会委員名簿

平成16年3月現在 (任期：H15.9.24～H17.8.24 まで)

区分	氏名	職名	分野	所属部会				備考
				保	公	鳥	温	
行政	塚元 重信	島根森林管理署長	林野	○	○	○		
	池田 善一	環境省山陰地区自然保護事務所長	環境		○	○		
市町	熊谷 國彦	島根県市長会 (大田市長)	市長会		◎		○	会長職務代理
	福間 啓夫	島根県町村会 (玉湯町長)	町村会	○		○	◎	
関係団体等・学識経験者等	秋吉 英雄	島根大学生物資源科学部助教授	動物	○	○	○		
	天川 藤信	島根県森林組合連合会副会長	林業	○		○		
	石川 益代	島根県中小企業団体中央会女性協議会副会長	商工		○			
	上田 正子	島根県連合婦人会隠岐支部会長	婦人会			○		
	太田ひろみ	島根県森林インストラクター	森林活動			○		
	奥村 稔	島根大学総合理工学部教授	環境分析化学				○	
	片桐 成夫	島根大学生物資源科学部教授	林学	○	○	◎		
	木幡 修介	山陰中央新報社会長	報道					会長
	佐々木公子	J Aしまね女性組織協議会副会長	農業経済		○	○		
	島田 滋子	いわみ女性の集い代表	女性				○	
杵村 喜則	元島根大学生物資源科学部助教授	植物	○	○				
鈴鹿 和央	松江工業高等専門学校名誉教授	土木工学	○	○				
高木 健司	松江工業高等専門学校助教授	機械工学				○		

高橋 泰子	NPO法人緑と水の連絡会議代表	NPO(自然環境)		○		○	
土田 信子	鳥根県漁協女性部連合会会長	漁業		○			
中田 朋子	NPO法人しまね子どもセンター	NPO(福祉)	○				
野津登美子	自然観察指導員・宍道湖グリーンパーク 指導員	自然保護	○	○			
野津 洋三	鳥根県旅館生活衛生同業組合理事長	旅館経営				○	
野村 律夫	鳥根大学教育学部教授	地形・地質	○	○			
羽部 学	鳥根県猟友会会長	狩猟				○	
藤田 恒子	(財)鳥根県母子会連合会会長	福祉				○	
藤原 薫代	鳥根県自然解説員	自然系ボランティア	○				
星川 和夫	鳥根大学生物資源科学部教授	昆虫	◎		○		
水野 彰子	鳥根県弁護士会弁護士	法学					○
森 茂晃	(財)ホシザキグリーン財団研究員	鳥類	○		○		
山内 靖喜	鳥根大学総合理工学部教授	資源地質学					○
	合 計	30名	13	13	13	9	

◎部会長 ○所属部会

所属部会（事務局）保：自然保護部会（景観自然課）  
公：自然公園部会（景観自然課）  
鳥：鳥獣保護部会（森林整備課）  
温：温泉部会（薬事衛生課）

(5) 鳥根県景観審議会委員

平成16年3月現在（任期：平成18年1月31日まで）

氏名	分野	職名等	備考
射場かよ子	法律	弁護士	
柿田義文	造園	日本樹木医会中国総支部副支部長	
勝部祐治	土木業界	鳥根県技術士会理事	
桑谷重行	広告物業界	鳥根県広告美術協同組合副理事長	
坂根直樹	経済界	(協)出雲ショッピングセンター理事長	
篠原由美	地域づくり	鳥根県青少年育成推進員	
高増佳子	建築	国立米子工業高等専門学校建築学科助教授	
八田典子	芸術	鳥根県立大学総合政策学部助教授	
福櫻盛一	地域環境	鳥根大学名誉教授	会長職務代理
藤井幸子	地域づくり	益田地域環境会議会員	
藤岡大拙	歴史	鳥根女子短期大学学長	会長
牧戸捷弘	建築	鳥根県建築士事務所協会副会長	
正岡さち		鳥根大学教育学部助教授	
山崎禅雄	民俗	桜江町教育委員会委員長	

(敬称略・50音順)

## (6) 鳥根県環境影響評価技術審査会委員

(平成16年3月現在)

氏名	分野	職名	備考
片山裕之	大気質・温室効果ガス・悪臭	鳥根大学教授	会長
加藤裕一	騒音・振動	鳥根大学教授	
奥村 稔	水質・底質外	鳥根大学教授	
飯泉 滋	地形・地質・地盤	鳥根大学教授	会長職務 代理者
舟木賢治	動物	鳥根大学助教授	
初見眞知子	動物	鳥根大学助教授	
前田泰生	昆虫	鳥根大学名誉教授	
杵村喜則	植物	元鳥根大学助教授	
原田恵介	工法・防災	国立松江工業高等専門学校名誉教授	
正岡さち	景観	鳥根大学助教授	
野々内さとみ	人と自然との触れ合い	ひがしいずもケナフの会代表	

18. 平成15年度事業費の概要

(景観自然課関係)

事業名	事業費(千円)	概要
自然環境保全審議会費	248	全体会、自然保護部会、自然公園部会の運営
自然環境保全地域保全事業	1,172	保全地域管理費
自然環境保全島根方式推進事業	3,932	1. 自然保護ボランティア育成 2. 地域保全活動助成
みんなで調べる島根の自然調査事業費	8,000	
島根自然環境財産保全事業費	18,484	1. 自然環境情報整備費 2. レッドデータ生物緊急保護対策 3. レッドデータブック改訂
人と自然が共生するしまねづくり事業	114,836	1. 自然再生事業 2. 貴重動植物保護事業 3. 自然とのふれあいの森整備事業
北東アジア自然保護交流事業	2,000	1. 野生生物現地調査・専門家交流費 2. 韓国少年少女交流受入費
しまね自然魅力情報発信事業費	6,323	三瓶自然館名誉館長事業
自然公園等整備事業費	99,500	1. 施設整備国庫補助事業 2. 施設整備県単独事業 3. 施設整備県費補助事業
自然公園等現場技術業務委託費	2,877	
自然公園等施設維持管理費	22,661	1. 現地調査、施設維持補修費 2. 自然公園管理費 3. 自然公園施設管理委託費 4. 自然歩道管理費
三瓶自然館等施設管理委託費	393,106	三瓶自然館・埋没林公園・野営場・フィールド管理委託費
地域景観づくり活動促進事業	6,916	景観づくり事業費補助金
景観普及啓発事業	4,509	1. しまね景観賞 2. 景観サポーター事業 3. 景観アドバイザー派遣事業
宍道湖景観形成地域眺望景観調査事業	8,620	宍道湖眺望景観ガイドプラン作成
築地松景観保全整備事業	7,070	築地松景観保全対策推進協議会事業費補助金
石州赤瓦の家並み保全・創造事業	3,168	ワークショップの開催、フォトコンテストの開催
合計	703,422	



(環境政策課関係)

事業名	事業費(千円)	概要
環境政策諸費	36,947	行政事務費
環境管理事業費	2,680	1. 環境審議会、公害審査委員候補者会議の運営 2. 公害対策に関する総合調整
環境保全施策総合推進事業費	184,989	1. 環境基本計画施策推進 2. 環境保全活動促進 3. (財)島根ふれあい環境財団21運営 4. 環境影響評価制度推進 5. 21世紀型しまね環境マネジメント推進
大気環境保全対策事業費	79,468	1. 大気汚染の常時監視 2. ばい煙及び粉じん発生施設の立入検査 3. 有害物質の監視及び規制 4. 大気汚染常時監視テレメーターシステム管理 5. 航空機騒音調査 6. 自動車騒音調査 7. 酸性雨環境影響調査 8. ダイオキシン類対策
水質保全事業費	31,959	1. 主要環境基準類型指定調査 2. 公共用水域の常時監視 3. ゴルフ場農薬等流出実態調査 4. 流域単位の水環境保全対策 5. 旧廃止鉱山環境調査
湖沼環境事業費	37,069	1. 中海水質汚濁防止対策協議会の運営 2. 宍道湖・中海湖沼水質保全推進事業 3. 宍道湖・中海調査研究 4. 親しみのある湖沼環境創造事業
公害調査受託費	24,442	国からの各種調査委託事業
合計	1,622,083	

## (廃棄物対策課関係)

事業名	事業費(千円)	概要
建築物の衛生的環境確保対策事業	241	1. 特定建築物の届出受理・監視・指導事務 2. ビル衛生管理業者の登録・監視・指導等事務
廃棄物の減量化・循環利用対策事業	20,313	1. 廃棄物の減量化等パートナーシップ (県民・事業者・行政)構築事業 2. 県民の3R (廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用)推進事業 3. 事業者の3R (廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用)推進事業
一般廃棄物適正処理対策事業	26,246	1. 一般廃棄物処理施設整備事業 2. 一般廃棄物処理施設の許可(届出受理)・監視・指導事務 3. 一般廃棄物適正処理推進事業
産業廃棄物適正処理対策事業	230,002	1. 廃棄物の不法投棄等対策強化事業 2. 産業廃棄物処理業者の許可・監視・指導等事務 3. 産業廃棄物処理施設の許可・監視・指導等事務 4. 産業廃棄物排出事業者の監視・指導等事務 5. 公共関与産業廃棄物最終処分場確保対策事業 6. PCB廃棄物処理推進事業 7. 使用済み自動車の処理に関する許可・登録・監視・指導
浄化槽適正管理推進事業	5,150	1 浄化槽管理者の監視・指導等事務 2. 浄化槽保守点検業者の登録・監視・指導等事務 3. 指定検査機関の指定・監視・指導等事務 4. 浄化槽適正管理啓発事業
合併処理浄化槽普及促進事業	138,448	1. 合併処理浄化槽整備促進事業
合計	420,400	

# あ と が き

本書は、次に掲げる関係部課及び関係主管課で分担執筆したものを環境生活部環境政策課において編集したものです。

総務部	消防防災課（原子力安全対策室）
地域振興部	土地資源対策課
環境生活部	景観自然課 環境政策課 廃棄物対策課
健康福祉部	薬事衛生課
農林水産部	生産振興課 畜産振興課 農村整備課 林業課 森林整備課 水産課 漁港漁場整備課
商工労働部	経営支援課
土木部	河川課 都市計画課 下水道推進課
教育庁	義務教育課

# 平成16年版 島根県環境白書

平成17年 3月発行

編集発行 島根県環境生活部環境政策課  
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
TEL (0852) 22-5111 (代)

印刷 渡部印刷株式会社